

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成28年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成28年3月7日（月） 開会：午前10時 閉会：午後2時45分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 3号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）のうち所管の補正予算
議案第12号 平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算
議案第13号 筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第14号 筑西市行政不服審査会条例の制定について
議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第16号 筑西市職員の降給に関する条例の制定について
議案第17号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）
議案第18号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第19号 筑西市手数料条例の一部改正について（分割付託分）
議案第20号 筑西市印鑑条例の一部改正等について
-

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 中島 国人君

委員長 榎戸 甲子夫

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。これから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

では、3月4日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、補正予算議案2案、条例議案8案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） また、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち所管の補正予算及び議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」（分割付託）については複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと思います。

初めに、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市長公室所管の補正予算について説明を願います。

それでは、広報広聴課からの説明を願います。

大和田広報広聴課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 広報広聴課の大和田といたします。よろしく願いいたします。

私のほうから、議案第3号、平成27年度一般会計補正予算広報広聴課所管の事業についてご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。そのうち款2総務費、項1総務管理費、事業名、上から3つ目になりますが、筑西市魅力発信事業、金額290万8,000円についてご説明いたします。この補正予算に関しましては、今般国の補正予算において創設されました地方創生加速化交付金を活用いたしまして、筑西市魅力情報発信映像の充実、またシティープロモーションと移住、定住を連携することによりまして、移住、定住を検討している層に移住等の促進や働きかけを行うもので、明許繰越をお願い申し上げ、次年度に実施するものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。項目名、広報広聴費、総補正額290万8,000円でございます。まず、節役務費90万7,000円についてご説明申し上げます。これに関しましては、ケーブルテレビの1分間CMを利用しての市のイベント等の情報発信、また栃木テレビを利用して市の魅力情報発信を市外に向けて行うことで、移住、定住につなげるものでございます。

次に、節13委託料200万1,000円についてご説明申し上げます。筑西市の魅力情報発信、移住、定住促進を目的としまして、市の豊かな自然や観光資源などをプロモーションビデオにおさめ、インターネットやケーブルテレビなどで配信しまして、筑西市というブランドの知名度、認知度の向上を図ることを目的としております。これによりまして、交流人口の増加や定住の促進を図るもので、映像製作及び編集業務の委託をお願いするものでございます。既に今年度、平成27年度には2本のビデオが完成しまして、3本目が本日またはあしたに完成する予定でございます。この内容につきましては、ユーチューブ、市のホーム

ページ等のほうに掲載しまして、発信をしているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ケーブルテレビを利用した市のさまざまな行政のPRをされているということですが、ケーブルテレビが配信されている地域の方は当たり前のように見えていますけれども、我々明野地区のほうはほとんど入っていないと思うのですが。それを市の税金を使って、市というか、そういうお金を使って、全くケーブルテレビなんか見たことない地域があるわけです。それはいたし方ない部分もありますけれども、ではいつごろ全地区、全市内にこれが配信がされるのか。わかる範囲で結構です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大和田課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） ケーブルテレビの配信に関しましては、企画部のほうの所管でして、どういう進行をとっているか、ちょっと私のほうでも図りかねないのですが、視聴率ということを考えて、ケーブルテレビのほうに確認しましたところ、視聴率の統計はとっていないということです。ただ、今回の場合に市内以外に群馬、栃木地域にも放映をしておりますので、ある程度の認知度は上がったと考えております。また、CMで使いましたビデオ、そちらのほうを短縮しまして、市のホームページ、またYouTubeのほうで拡散しております、ある程度の認知度は上がったと考えております。申しわけありませんが、ケーブルテレビの全域の利用に関しては、ちょっとお答えできないなというところでございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） このプロモーションビデオというのは、ちょっとパソコンをあけてみたときに、「ただいまが、似合うまち」とか、ああいうやつを言っているのですか。違うのかな。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大和田課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） お答えします。

内容に関しては、市のホームページの中でページをつくってありまして、そこで見られるのですが、内容としましてはもちろん市の魅力なのですが、ドラマ仕立てにしてありまして、ライフステージごとにシーンを考えております。ただ、市の魅力の映像とか流すのではただの押し売りになってしまうという考えでありまして、ドラマの中に市のいいところをぽつぽつと出して行って、ほかの方、市外の方に見ていただくというコンセプトで行っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ホームページで見たので、あれが全てかどうか分からないのですが、何かちょっと物語的にはなっているのですけれども、インパクトがないような感じなのです。物語といっても、だから筑西市は何なのかなという感じで。だから、ちょっとあれの類いのプロモーションをもう1本再度つくるといって今回の予算だったのかもしれないのですけれども、何かもうちょっと筑西市をアピールする部分で、もうちょっと工夫があったほうがいいのかなという感想がするのですけれども、見ていただいた方

からどういう効果があったかというのは検証みたいのはしているのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大和田課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 検証するにしても、ちょっとなかなか手段的に難しいものがありまして、例えばユーチューブなどでは何人見たかということもこちらでも把握できますし、それからホームページのほうも私どものほうで管理しておりますので、何人の人が見てくれたかということ。それから、SNSでも発信しております、その中でどのくらいの人が視聴したかということを確認しております。また、内容につきましては、本当に1年目ということで、職員と、それから業者と相談しまして、脚本から始まっているもので、おっしゃるとおり、内容的にはプロのようなものはできていないのですが、今回こういういろいろな皆さんの意見を聞きまして、次年度に関してはまたそれに膨らみをつけたようなものを考えていきたいと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ドラマ方式だって、どういうストーリーなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大和田課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 先ほど言いましたように、ライフステージごとに考えておりまして、今回は出会い編というか、お帰り編。コンセプトは、ただいまが似合うまちということで、このまちがほっとするまちだということコンセプトにしておりまして、都会に出ていった女の子が仕事に疲れて、ふと市に帰ってきて、ここで出会いがあって、ここで結婚を意識して、ここに住みたいという気持ちになる。その中でまちのよさを発見していくという第一段階のものです。次年度に考えているのは、今度はそこで結婚をして、子育てという、このまちで子育てができるのだというふうなことを考えているような内容です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 大変結構な内容に見えますけれども、この前本会議でも言ったのですが、市の職員同士でほかへ行ってしまいう話で、そんなに魅力ないのですか、ここは。

（「それはいいでしょう、鈴木さん」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） これから定住促進だという。ぜひ頑張って、そういうことがないように。それはいいと言っても大事なことなのだ。拘束力はないにしても、やっぱり地元意識の先頭に立つ職員だから。だから、そういう魅力ある筑西市をつくってもらいたいですね。どうなのですか、そういうのは。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大和田課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） おっしゃるとおりでして、魅力はないと言われればないのですが、その中でもやっぱり魅力というものが人から見るとあるものがあると思いますので、そういう小さなところから見つけていって、宣伝していきたいと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ケーブルテレビは私も見たことはありませんが、明野地区に近日中に放送されたようなものはどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 課長。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 明野地区ですか。

（「明野地区のほうに」と呼ぶ者あり）

○広報広聴課長（大和田 浩君） （続）ケーブルテレビの放送内容につきましては、うちのほうでは介入できませんし、1分CMのみなのです、うちでケーブルテレビで放送しているのは。あとは、ケーブルテレビさんの内部の取材関係なので、申しわけないですが、そこまで把握できておりません。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それでは、ケーブルテレビさんのほうにちょっとお知らせしてもらいたいのは、今から1,200年前、平将門が生まれたのは1111年だから、そのときに天台宗で上野東叡山承和寺というのが私ども赤浜にあったのです。それで、今教育委員会のほうにも、その承和寺のお寺が今黒子にあるのですが、黒子東睿山千妙寺となって。そこに教育委員会のほうに言ったら、上野という言葉があったのだね、筑西市上野にもとあったと。それは、今の小さい小学生や中学生に誤った教育をするから、よく研究して、私は上野にあったというけれども、私は筑西市、元の明野町上野。だもので、今黒子東睿山千妙寺の門前には赤浜という言葉が入っているのですね。上野というのを消してしまっ、赤浜と。そこで、今まで金泉寺では約1,000点ぐらいのものを県へ頼んでおいて、今現在千妙寺では歴史資料館を建てて、そこへ今持ってきているのです。そういうのを放映してもらいたいのだ、私は。これは筑西市の宝だから。ひとつお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○広報広聴課長（大和田 浩君） 私どものほうでも投げ込みとか、新聞記者関係も管轄しておりますので、うちのほうから投げかけをさせていただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 魅力発信事業。魅力度というのでは茨城県47位です。その茨城県の中の筑西市がどの位置にいるか。いずれにしても、そういうことをどこか頭に置きながら、本当に筑西市が魅力あるまちを発信できますように、ケーブルテレビとよく練りあって、今後の奮起を期待しております。

次に参ります。次に、市民協働課から説明を願います。

○市民協働課長（増田 満君） 市民協働課の増田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、市民協働課から議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市民協働課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

2件ございます。まず、18、19ページをお開きください。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費の説明欄、一般コミュニティ助成事業のうち負担金補助及び交付金につきまして、210万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、宝くじの受託事業を財源とします一般財団法人自治総合センターの助成制度を活用いたしまして、コミュニティ備品を整備する自治会へ補助金を交付する一般コミュニティ助成事業におきまして不要となりました額を減額するものでございます。この事業では、1つの年度に申請可能な2件の事業を、茨城県を通じて自治総合センターに申請しております。自治総合センターで採択となり、市へ交付される補助金を自治会へ助成しております。平成27年度

は、申請しました2件のうち1件のみの採択となりました。採択となったのは、辻自治会の田園都市センターへエアコンや会議用テーブルなどを整備する事業、補助金の額といたしまして240万円でございます。こちらは7月に事業が完了しております。一方、徳持自治会の集会所へエアコンなどを整備する事業におきましては、こちら額は210万円でございますけれども、残念ながら不採択となりましたので、この額を減額するものでございます。

なお、一般コミュニティ助成に充当いたします自治総合センターからの補助金の歳入でございますが、恐れ入りますが、14、15ページをお開きください。右側の説明欄の一番下から2行目でございます。60番、コミュニティ助成事業補助金につきましても同額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、もう1点ございます。先ほどと同じく、申しわけございません。18、19ページをお開きください。歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費の説明欄、住民参加型まちづくりファンド補助事業のうち負担金補助及び交付金につきまして1,073万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、市民団体などが行うまちづくり活動へ支援を行う住民参加型まちづくりファンド事業におきまして、平成27年度中に交付する補助金の額が確定したため、不要となる額を減額するものでございます。このファンド事業では、毎年5月、8月の2回、事業の募集を行っておりまして、平成27年度はソフト事業2件の応募がございました。こちらのその助成の可否を判断いたします選定委員会におきまして、この2件の事業とも採択されております。補助金の額は、筑西ミュージックアイランドという団体が行います筑西元気アーティストプロジェクトの開催事業に13万円、筑西イングリッシュアイランドという団体が行います、この団体の設立と設立イベントの開催事業に13万6,000円でございます。したがって、応募のなかったハード事業に対する補助金の建設事業補助金につきましては、当初予算額の1,000万円の全額を、ソフト事業に対する補助金のその他の補助金につきましては、当初予算額100万円のうち73万4,000円を減額するものでございます。

なお、住民参加型まちづくりファンド事業には、地域づくり振興基金からの繰入金を充当しておりまして、恐れ入ります。14、15ページをお開きください。こちらが歳入になりますが、款19繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の説明欄6番でございます。地域づくり振興基金繰入金につきましても、同額の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 19ページの一般コミュニティ助成事業で、辻自治会が採択されて、徳持がなぜ不採択だったか、その理由。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

ただいま不採択となった理由についてご質問があったかと思うのですが、こちらにつきましては当市から県を通じて自治総合センターのほうには紹介をしているのですけれども、これについては不採択となった理由というのは公表できないということで、それは残念ながらこちらでも把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 公表できないという理由なのですが、先ほどの説明では同じような申請内容かなというふうに想像したのですが、だめだったその理由というか、筑西市のほうではどう考えていますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

実は、これは市の部については毎年2件ずつ、町村の部につきましては毎年1件ずつ申請を受け付けていただいていた、今まで。以前は、大体その2件とも、こちらで2件の枠がありますので、2件とも申請をしまして、大体2件通っておりますが、実は東日本大震災の以降、この採択率が非常に下がっております。これちょっと聞くところによりますと、やはり宝くじの財源がほかのところにいろいろやっぱり事業のほうに回されているのではないかという、確定ではないのですが、そういう話を伺っております。そういうことで、残念ながら当市もその大震災以降、採択率が下がっております、2件の申請のうち1件という年がままございます。ちなみに平成27年度なのですが、やはり県のほうにこれも非常に私ども気になりますので、問い合わせたところ、今回採択されたこの市町村も1件ずつしか採択にならなかったということを伺っております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、可能性として、再度徳持自治会では申請をする予定ですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

来年度、平成28年度の事業の申請というのが、前年度の秋、受け付けられます。今回もやはり2件ほど枠がございますので、こちらの市のほうに申し込まれた順番で今のところ上のほうに上申はしていますが、今回残念だった徳持自治会さんと、その次の自治会さん、合わせて2件を今回申請させていただきました。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 住民参加型まちづくりファンド、せっかくのお金があっても使われないというのはとても残念なのですが、どういう理由とお考えですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

ただいまファンド事業のことについてご質問があったかと思うのですが、実はこのファンド事業というのは、5,000万円を国の国庫補助の外郭団体でございます民間都市開発推進機構というところからその財源を拠出いただきまして、それを地域づくり振興基金にプールいたしまして、それから各事業を行う団体さんなどに助成をさせていただく制度でございます。そのときにその5,000万円をいただくときに、やはり

民間都市開発推進機構でガイドライン、こういう形で事業を行ってくださいというガイドラインがございまして、それに従ってこちらの助成の補助金の交付要綱をつくっております。それに従いましていろいろ事業を行っております関係上、どうしてもいろいろ制約がございまして。

その中に例えばどうしても相談件数というのは毎年10件ほどあるのですけれども、実際になかなか申請に至らないケースというのが、全額100%補助率ではございまして、今のところ80%、最高で80%。ごめんなさい。これはハード事業で80%です。ソフト事業で50%でございまして。そうしますと、例えば自己資金のめどが立たないとか、あとはもしくはハード事業の場合はどうしても地面に固定しなければならないものをつくるという制約がございまして、そうなりますと、例えば土地の所有者とのなかなか承諾が得られない。また、例えば大きな土地ですと、共有の土地が、たくさんの方が所有されていて、それが全然相続されていない土地がままございまして。そうしますと、やっぱりなかなか土地の所有者の承諾が得られないとか、いろいろなケースがございまして、なかなか申請に至らないということがございまして。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） せっかく原資が5,000万円あるのに使われないというのはもったいないと思うのですけれども、どうしたら使われるようになるかと思われませんかということと、例えば地域のコミュニティーセンターの新築とか改築とか、そういうのにも使えるかどうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） ただいま2点ほどご質問いただいたのですが、両方ともちょっと関連があると思うので、まとめてそれはお答えしたいと思うのですけれども、まずコミュニティーセンターの今お話が生まれて、このファンド事業に使っていただく事業というのは従来からある事業ではなくて、市民団体の活動の活性化というのを主に目的としておりますので、例えば集落センターの話が生まれたので、その集落センターを管理されている、ご利用されている自治会さんが、そこで新たな事業を展開すれば、このファンド事業というのを使っていただけたらと思います。

ただいま私どものほうでどういう事業にそれが使えるか。逆にこちらでいろいろ考えまして、各自治会さんに提案をさせていただいております。その中の一つとしまして、先ほどちょっとお話が生まれた東日本大震災のときに水道がとまる、水がとまる。結構皆さんやっぱりご苦労された経験があると思うのですけれども、そのときに例えば自治会という小さなエリアなのでも、公の救助が来る前に地元だけでも何とかそこで生活できないか。そういうすべを得るために、例えば集落センターとか集会所に防災用の井戸を掘って、浄水器をつけるとか、あと屋根にソーラー発電のパネルを使って、とりあえず応急の電気はそれで賄うようにしようとか、その地域の防災の拠点として整備する。集会所を例えば地域の防災の拠点として整備すると。そういう付加価値をつければ、このファンド事業、ご利用いただけるのです。ですから、そういうことも一つの事例としましてPRをさせていただいております。その結果、来年度、平成28年度なのですが、今年度からちょっとそういうPRをさせていただいているのですが、来年度には3件ほど今のところ申請が上がってくるように話が進んでおります。

以上でございまして。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） では、その地域のコミュニティーセンターが今あるとして、認知症のグループ、地域で認知症のグループで見守りしようかというときに、ではお台所をつくるとか、必要になってくるのですね。高齢者用の部屋が必要だとか、そういうのにも対応できますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

それは、従来ある集会施設とか、そういうものを活用するというところでよろしいのでしょうか。

○委員（藤川寧子君） 建てかえかどうか。

○市民協働課長（増田 満君） その改装費用についても新たな事業を展開するというところでございますので、これはファンドをお使いいただくことができます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この1,000万円は申請がなかったのか、どこも。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） こちらの助成制度は、平成19年度末に先ほど申し上げました民間土地開発推進機構から5,000万円を頂戴しております。翌年度の平成20年度からこのファンド事業、助成事業を始めておまして、現在までにハード事業10件、金額にいたしまして1,473万3,000円、あとソフト事業につきましては16件、こちらにつきましては128万9,000円、合わせて1,602万2,000円の助成をさせていただいております。ちなみに、事業の始まったばかりの平成20年度、そのときにはハード事業、1年間で5件の申請がございまして、その5件につきまして申請をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この平成27年度ではなかったのでしょうかと聞いている。それを聞いているのですよ、前の話ではなくて。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） 済みません。では、お答えいたします。

平成27年度につきましては、先ほどちょっと概要のときにも申し上げましたが、ソフト事業2件につきまして申請をさせていただいております。ハードにつきましてはございませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 平成27年度はハードゼロで、何が原因があるか。1,000万円もったいないわけだね。どういうふうに考えていますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） これにつきましては、やはりお問い合わせとか、いろいろ相談というのは何件かございました。先ほど申しました防災の井戸などを掘る防災の拠点整備につきましても何件かお問い合わせあったのですが、まだ資金がそこまで集まっていないとか、それを建てるための土地の承諾が得られていなかったとか、そういうのもございますので、それでちょっと申請まで至らなかったというケースがございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 厳しいとか、内容に対しての説明が厳しかったとか、そういうのをちらっと聞いたこともあるのだけれども、説明があれですか。言ってもだめなのだとか。そんな基準というのはあるのですか。それは勝手にやるわけにはいかないけれども、ある程度の基準は設けるにしても。そこら辺。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

この補助金交付要綱がございまして、その市の補助金交付要綱、その前の民間土地開発推進機構からつくられましたガイドラインに基づいてつくられているのですけれども、それにつきまして一応こちらはご説明させていただいています。ただ、こちらといたしましてもできるだけ皆さんに使っていただきたいということがございますので、それはできるだけ例えば自治会さんとか市民団体さんのご希望に添うように、どうすればそれがファンドを使っていただけるか、ちょっとその辺をいろいろこちらでヒントを出しながら、それはご説明に当たらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これ全く使わないで不用額に出すとなると、次年度の予算ではもう実績がないのだから、だめになってしまうのですか、こういうのは。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） これは、平成27年度の事業の当初からハード事業につきましては1件上限が500万円まで助成ができますので、2件まで受け入れるということで1,000万円を。ソフト事業につきましては、補助の限度額が年々少しずつ増加させてきていますので、現在では20万円掛ける5件の100万円まで予算化しております。これにつきましては、財源が先ほど……

（「ハードのほうを聞いているんだよね」と呼ぶ者あり）

○市民協働課長（増田 満君） （続）では、ハードにつきまして。ハードにつきましては、1,000万円を当初予算のほうに計上させていただいております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だって、全然。ハードはゼロなのでしょう、実績は。それで、新年度では何、もう申請があるのですか。ちゃんと計上したという予算を。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

これは5月、8月にまた募集をする予定なのですが、そのときになってみないと実際にはわからないのですが、現在でもお問い合わせ状況、相談状況がございまして、今のところ3件ほど、来年度の5月または8月の募集時期に申請してくるような方向で今のところ話が進んでおります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ちょっと戻ってしまって申しわけない。先ほど仁平委員が質問した一般コミュニティ助成事業のほうのことなのですけれども、徳持がまたやるということなのですけれども、結局県のほうか

ら不採択の理由は公表されなかったと。でも、そこの申請を出した当の自治会のほうにもそれが理由がいないとすれば、今回また同じ条件の中というか、また出すというのは、どういうところからまた。だって、1回不採択になって、同じものをまた出すという部分で不安だと思うのですけれども、その辺のことは何か問い合わせとかあるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） お答えいたします。

確かに委員さんおっしゃるように、一回申請を出されて、それがだめだったということは、当然当該する自治会さんには非常に不安になっているかと思うのです。ただ、先ほどちょっと私も説明のときに申し上げたのですが、もしかすると財源がどうしても足りなくて、そこまで順番が回ってこなかったという可能性もありますので、その申請書の今回徳持の申請書を改めて出すわけなのですけれども、どうしても備品の必要性をもうちょっとうまく伝えられないとか、その辺はいろいろちょっと工夫をさせていただきます、自治会さんと相談して工夫をさせていただいて、全く同じ申請書ではなくて、もうちょっとレベルアップをさせた申請書で今回は申請させていただいております。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 済みません。1点だけ、ちょっと申しわけありません。まとめて3点ぐらい聞いてしまいますので、よろしくをお願いします。

平成27年度、この住民参加型まちづくりファンドについてちょっとお伺いしたいのですが、ハード、ソフトの事業が2件あったということで、ハードがなかったということです。このなかったことについての申請というか、採択されなかったことについての理由と伺いますか、なぜこのハードが採択されなかったか、思い当たる点をわかる範囲で結構ですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、選定委員会、選定していると思うのですが、一応委員さんのメンバーと伺いますか、どういう方が選定しているのか、お伺いしたいのと、最後に1点、多分私の記憶が間違っていなければ、これ1,000万円何がしが不用額で繰り入れされていると思うのですが、平成26、25年、その直近で結構ですので、多分同じようにきつと不用額になって繰り入れられていると私は記憶しているのですが、繰り入れられているのですが、平成28年度の今度の新規予算にもこれ同じぐらいの額が計上されているのですが、不用額になっているのだとすれば、ちょっとその額を教えていただきたいと思います。その3点、お願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○市民協働課長（増田 満君） ただいま3点ほどご質問いただきまして、まず1点目です。これのハード事業の応募がなかったというその辺の要因だと思うのですが、これも先ほどちょっとお話は申し上げたのですけれども、全く相談とか、そういう問い合わせがなかったという状況ではございませんで、やはり何件かお問い合わせとか相談はこちらで実際にいただいております。ただ、この補助金の制度が補助率が100%ではございませんので、どうしても自己資金の部分が出てきてしまうというのがございますので、その自己資金がなかなか調達するめどが立たなかったとか。特にハードの場合は、土地の所有者との絡みですか。その承諾が得られなかったとか、そこら辺が大きな要因かと思っております。

2点目の選定委員さんなのですが、選定委員はただいま10人いらっしゃいます。一般市民の方が5人、市役所関係が5人と、合わせて10人となっております。一般の方は、例えばNPO法人などで活動されている方、あとは元教育委員さんをやられていた方とか、あとは一般の民間企業の方とか、それぞれの分野の方からお一人ずつ5人集まっています。あと、市の関係者5人でございますけれども、まず今回は選定委員会の委員長となります副市長がでございます。あと、ファンドを所轄しております市長公室長、それとあとはファンドに関係すると思われる担当部長としまして企画部長と経済部長と、あと土木部長の合わせて5人。先ほどの5人と合わせて10人でございます。

あともう1点でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 少しスピード上げて。

○市民協働課長（増田 満君） まず、平成25年度でございます。平成25年度は4つの事業にこれは助成をさせていただいております。

（「ハードだけでいい」と呼ぶ者あり）

○市民協働課長（増田 満君） （続）ハードだけでよろしいですか。ハード事業につきましては1件、ハード事業、こちらに助成させていただいております。その助成額は31万4,000円でございます。中身につきましては、これは鬼怒川を愛する会といたしまして、鬼怒川の河川敷でいろいろ活動されている団体さん。

○委員（田中隆徳君） 申しわけありません。繰り入れていないですかという問いかけなので、事業の額というか。

○市民協働課長（増田 満君） では、この繰り入れについてご説明しますが、実際はこれ繰入金という名前でございますけれども、これ戻すのではなくて、使った分だけを実は基金のほうから引き出すような形にしております。ですから、実際に使った分だけをこちらで引き出すような形になっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 副委員長。

○委員（田中隆徳君） ちょっと大事なところなので、もう1点だけ最後、再質をお願いします。

私実は今産業廃棄物、環境の委員長とともに、そういう推進協議会のメンバーに入れさせてもらっているのですが、そこでも2回ほど協議したのですが、実はそこで結構多額な予算を使ってコンサルタントに今筑西中の環境のあり方、いろいろな生物の生態系も含めて調査をやっているのですね、コンサルタントが。その中に今課長さんのお話だと抽象的なので、1つ例を挙げて言いますけれども、任意団体が小栗城跡というのですか、その整備を、何回かこれ多分ハードを申し込んでいると思うのです。それで、驚いたのが、結果的には何回かはねられているらしいのですね、この選定委員会で。そういった中で、この間驚いたのが、スライドまで見せて、写真を撮ってあったのですが、環境整備がなっていないというような評価がたまたまそこで出たのです。環境課のほうではそういうコンサルを使って調査した結果、こういうふうな階段の踏み台が危ないとかなんとかと調べている割には、何回か私も付き添って、今のこのファンドにどういうふうな形でこれは助成していただけるのですかということ窓口になったこともあるのですが、この選定委員会でだめだったという報告だったのですが、結局整備している方が御年88ぐらいの人で、やっぱりこれ単年度予算でやっていますので、どうしても毎年、毎年申請ということだと思うので

すが、今きっと多分申し込みに来ていないと思うのです。つまりもうそういう1回、2回断られてしまうと、エネルギーがなくなってしまうのですね、きっとそういうまた何かやろうということで。私のところに来たのも、選定委員会で断られてしまうのだけれどもということなのですからけれども、どういう担当さんの話なのですかということと言ったら、そういう何がだめだ、かにかがだめだということなのだということなのですが、できればどういうふうにしたら、この辺は、この辺はというような、どういうふうにしたらこれを使える。まちづくりファンド、これが住民の方が整備しようとしている手助けになるのか。その知恵というか、さっきヒントと言っていましたけれども、どういうふうこれが使えるのか、逆にそっちを教えてくださいたいのです。高齢なので、わからないのですね、難しくて申請が。1回、2回断られてしまったので、もう行ってないというのです。その辺は多分これ毎年繰り入れないとおっしゃっていましたが、今回の予算も多分上がっていると思うのですが、ハードの申し込みがあったときは、もうちょっと使いやすくといいますか、通りやすくできるような指示というか、指導といいますか、そういうのをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 要望でよろしいでしょうか。強く要望しますので、よろしくお願いします。

答弁するの。

○市民協働課長（増田 満君） ちょっとよろしいですか。済みません。

今の具体的な事例がございましたが、ちょっとだけご答弁させてください。その小栗山の件につきましては私もよく覚えておまして、実はそのときの選定委員会でどうしてもだめだった理由というのが、今回はあくまでも団体が何かをつくって、それを継続的に活用していかなくてはならないというのがあったのです。あのときには、その団体さんがつくるという申請は選定委員会にかけたのですが、私たちは年をとってしまっているの、もうこれは全部市に預けて、市で管理してもらいたいということを団体さんのほうで選定委員会のほうで言ってしまったのです。実はそういうことがあると、事前に相談に受けたときに、そういうことがあると、選定基準から外れますよとこちらいろいろアドバイスはさせていただいたのですが、どうしても団体さんのほうのご意向でそれを選定委員会の中で言ってしまったと。あとは、予算ですね、それが非常に不明確と。あと、地元の自治会との協力がうまくいってなかったというのが大きな理由だったかと思うのです。例えばこちらもいろいろ提案をさせていただいて、長く活動を継続するのであれば、どうしても高齢になってきてしまいますので、地元とか、そういういろいろな団体さんとタイアップするというのも一つの手ですよとか、いろいろそれは提案させていただいた結果が、残念ながらそういうことになってしまったということでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、ここで執行部の入れかえを願います。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に総務部所管の審査に入ります。

初めに、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総務部所管の補正予算について説明を願います。

では、総務課から説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 中澤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第3号のうち総務課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。総務課では、選挙関係経費と人件費関係の補正予算をお願いしてございます。初めに、選挙関係経費でございます。14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。14ページ、15ページ、歳入でございます。上から4行目、款16項2県補助金、目2総務費県補助金、説明欄の1、選挙人名簿システム改修補助金12万9,000円につきましては、選挙人名簿管理電算システム改修に係る費用のうち、補助率2分の1の県補助金でございます。内容は、歳出でご説明いたします。

次に、少し飛びまして、22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。中段下、歳出の項4選挙費、目3諸選挙費、説明欄の住民情報システム（選挙管理）運営経費26万円につきましては、転居前の市区町村で3カ月以上住んでいれば、転居後も転出前の自治体の選挙人名簿に登録され、投票が可能になるという公職選挙法の改正に対応するため、当市の選挙人名簿管理電算システムを改修する経費でございます。いわゆる投票権の空白期間を解消するための、そのためのシステムの改修費用でございます。

次に、給与関係経費についてご説明いたします。戻りまして、18ページの一番上にあります議会費職員給与関係経費からずっと39ページまでにまたがっておりますが、39ページをお開きいただきますと、一番上に教育費職員給与関係経費まで計上してございます。一般職員の給与関係経費につきましては、一部科目を除いて減額補正をお願いしております。これは、平成27年度の当初予算は、平成27年1月1日、昨年1月1日現在の現員現給により編成しておりますので、平成27年4月の定期人事異動等による影響額を調整させていただいております。また、これにあわせて、この後議案第18号の筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正でご説明申し上げますが、平成27年の人事院勧告に係る給与改定による人件費の増を見込んでございます。

ここで、飛びまして44ページから、一般職員の給与費明細書が記載してございます。その中で46、47ページをごらんいただきたいと思います。一般職員の人件費全体の増減の内訳を申し上げますと、給料につきましては給与改定に伴う増が674万3,000円、その他職員の異動、退職等に伴う減が1億1,650万8,000円で、合わせて1億976万5,000円の減額となっております。職員手当については、給与改定に伴う増が2,850万1,000円、その他の減が8,637万1,000円、合わせて5,787万円の減額となっております。

済みません。ここで1ページ戻っていただきまして、ここに給与費一般職員の総括が書いてございますが、先ほどの減額に伴いまして、共済費が3,211万2,000円減額しております。そして、給与全体の合計では1億9,974万7,000円の減額補正をお願いしているところでございます。これが一般職員分です。

次に、特別職の職員です。済みません。戻りまして、もう1度18、19ページをごらんいただきたいと思います。18、19ページの款1項1目1、ともに議会費、説明欄の議員報酬関係経費2,166万7,000円の減額は、当初予算の額と期末手当の支給割合の引き上げを含めた支出見込み額との差額でございます。

同じページのその下です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄の特別職給与関係経費64万6,000円の減額は、市長、副市長分の当初予算の額と期末手当の支給割合の引き上げを含めた支出見込み額との差額でございます。

最後に、また飛びまして、36ページ、37ページをごらんいただきたいと思います。一番下の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄の特別職給与関係経費10万8,000円の減額は、同様に教育長の当初予算の額と期末手当の支給割合の引き上げを含めた支出見込み額との差額でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願ひます。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 選挙名簿のシステムなのですが、今度の参議院選挙から18歳といたら、大体何人ぐらいというのは把握されていますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○総務課長（中澤忠義君） 18歳、19歳で約2,100人です。そして、そのほかの20歳以上の方が8万7,651人ございまして、3月1日現在で8万9,750人となっております。正確に言うと、18、19歳で3月1日現在で2,099人おります。20歳以上が8万7,651人、3月1日現在で8万9,750人が選挙人名簿に登録される見込みです。このままいきますと。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、契約管財課からの説明を願ひます。

中林契約管財課長。

○契約管財課長（中林正貴君） 失礼します。中林です。よろしくお願ひします。

それでは、私どものほうからは議案第3号、一般会計補正予算の契約管財課に関連するものの説明をさせていただきます。

6ページをお願ひいたします。第2表、繰越明許費でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、スピカビル本庁舎等改修事業、金額2,020万5,000円でございます。スピカビル本庁舎等改修事業につきましては、平成27、28年の継続事業としておりますが、平成27年5月の入札不調の影響から工期を見直す必要が生じました。そのようなことから、当初平成28年3月に予定しておりました借り入れの時期が平成28年5月に先送りとなりました。以上から、借り入れに係る予算を次年度に繰り越すものでございます。

次に、8ページをお願ひします。第4表、地方債補正の変更でございます。記載の目的、スピカビル本庁舎等改修事業、補正前限度額8億4,330万円、補正後8億4,530万円でございます。スピカビル本庁舎等改修工事費の財源の確定に伴い、起債対象額が増減となるため、限度額を変更するものでございます。

次に、14ページをお願ひいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、説明、スピカビル本庁舎等改修工事負担金217万1,000円の減額でございます。当負担金でございますが、スピカビル本庁舎等改修工事に当たり、ビルの区分所有者である下館商工会議所及びスピ

カアセットマネジメント株式会社から工事の一部を負担していただくものでございます。当初予算では499万5,000円を計上しておりましたが、入札により工事費が確定したため、217万1,000円を減額しまして、282万4,000円となるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。款22市債、項1市債、目2総務債、節1総務債、説明15スピカビル本庁舎等改修事業債200万円の増額でございます。スピカビル本庁舎等改修工事における負担金の減額に伴い、合併特例債が増額となるため、補正を行うものでございます。以上から、補正前は8億4,330万円を計上しておりましたが、補正後8億4,530万円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） スピカビルだけに限らないのですけれども、起債するのに利率というのが今5%と書いてはあるのですけれども、実際はどれぐらいになるかということと、あと政府とか、前は郵便、郵政とかあったのだけれども、結構そっちのほうが民間よりは率が高かったのですね、利息が。それ、今はどうなっているか、お伺いします。それで、どこから借りるのか。企画のほうに、どっちにしようかなと思って。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、後回しにしてくれる。今聞きたい、藤川さん。

○委員（藤川寧子君） 企画で聞いたほうがいいのか。

（「企画で聞いたほうがいいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、後にしましょう。

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、審査をしていただきたいと思っております。

新井監査公平委員会事務局長。

○監査公平委員会事務局長（新井善光君） 新井でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第13号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。行政不服審査法につきましては、昭和37年の制定以来50年以上実質的な法改正がなく、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、時代に即した見直しを図られたところでございます。今回行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法を準用する地方税法の改正により、筑西市固定資産評価審査委員会条例における審査の申し出や手数料の額及び減免等について所要の改正をしますのでございます。

お手元に配付させていただきました条例の新旧対照表、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。表の左が現行条例、右が改正案でございます。まず、第1点目に第4条、審査の申し出でございますが、生活の本拠地となる場所である住所のほか、居所においても申し出が可能になったこと。また、審査申し出人が死亡したときなどにおける審理手続の承継について、書面でその旨を委員会に届けなければならないと、所要の規定を設けるものでございます。

2点目に第6条、書面審理でございますが、正副2通の書面による弁明書の提出という規定にかかわらず、第2項におきまして電子情報処理組織、コンピューター等を使ってメールで、電子データをメールで送付すると、そういった弁明がされた場合にも、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなすこと。審査申し出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならないと改正するものでございます。

3点目に第10条、手数料の額及び減免でございますが、行政不服審査法において当該書類もしくは当該資料の写しもしくは当該電磁的記録による記録された事項を記載した書面の交付を求めることができるということに改正されたことによりまして、行政不服審査法第38条第4項の規定によりまして、納付しなければならない手数料の額及び第5項の規定による手数料の減免は、筑西市手数料条例の定めるところによるものとしてございます。手数料の額につきましては、白黒の場合、A3以下1枚10円、カラーの場合1枚30円でございます。

4点目に、第12条、決定書の作成でございますが、第1項第1号、主文、第2号、事案の概要、第3号、審査申し出人及び主張の要旨、第4号、理由、それぞれの事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならないと改正するものでございます。

最後に、附則でございます。第1項の施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項におきまして、この条例による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税にかかわる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格にかかわる審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産税にかかわる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格にかかわる審査の申し出については、なお従前の例によるものとしてございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ここで10分間の休憩をいたします。

休 憩 午前11時 3分

再 開 午前11時14分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、再開いたします。

議案第14号「筑西市行政不服審査会条例の制定について」、審査をしていただきたいと思います。

では、説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） それでは、議案第14号につきましてご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、先ほど議案第13号でも説明がありましたが、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

まず、法改正についてご説明いたします。本日お配りいたしましたA4判の資料をまずごらんいただきたいと思います。今回の法改正によりまして、不服申し立て構造の見直しと審理、裁決の公正性の向上が図られます。初めに、不服申し立て構造の見直しですが、上の表の左側の現行にありますように、現在の不服申し立て制度は異議申し立てと審査請求の2つの類型がございます。これは、異議申し立てというのは処分をしたところに異議を申し立てます。審査請求とは、その上級庁に申し立てます。例えば税の賦課等は異議申し立て、上級庁がありませんので。一方、保育所の入所等の判定は、市長が福祉事務所長に事務を委任していますので、福祉事務所長に申し立てするのではなくて、市長にこれまで審査請求をしていたところです。また、申し立て期間は60日以内になっております。これを右の改正後にありますように、2類型を審査請求に一元化するとともに、審査請求期間を3月以内に延長するものでございます。

次に、審理、裁決の公正性の向上につきましては、下の表の左側の現行にありますように、これまで審査庁において審理、裁決を行ってきたものを、右側の改正後にありますように、審査庁ではまず①で職員の中から審理員を指名し、その審理員が調査等の審理を行い、審理委員意見書を作成します。そして、④で審理委員から意見書の提出を受けた審査庁は、⑤にありますように、その審理委員意見書の妥当性について、行政不服審査会等の第三者機会に諮問し、そこから答申を受け、その答申を尊重して裁決を行うこととするものでございます。今回提出いたします条例は、ただいま説明いたしました裁決の際に諮問する第三者機関について、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案書のほうを説明したいと思います。議案書をごらんいただきたいと思います。主な内容でございますが、第1条は、この条例の趣旨規定でございます。第2条は、第三者機関の名称を規定するものでございます。そして、第3条は、審査会の所掌事項を規定しております。その権限とありますが、これは先ほど申し上げました審査請求に対する審査を行うものでございます。次に、第4条及び次のページの第5条は、審査会の組織について規定するものでございます。委員数を5人とし、その他その資格、任期等について定めるものでございます。第6条は、会長の職務等について、第7条は審査会の会議について規定してございます。第8条は、情報公開条例または個人情報保護条例に基づく決定に係る公文書、そして保有個人情報の提示を求めて審査できる旨の規定を設けてございます。

次に、第3ページでございますが、第9条は審査会を非公開とする規定、10条は審査会における委員の除斥等の規定……

○委員長（榎戸甲子夫君） 課長、この説明は朗読しているだけだね。割愛してください。

○総務課長（中澤忠義君） 承知いたしました。

- 委員長（榎戸甲子夫君） これはわかり切っていることだから。
質疑を願います。
仁平委員。
- 委員（仁平正巳君） 実際に不服申し立てが例年どのぐらい件数ございますか。筑西市に。
- 総務課長（中澤忠義君） 平成23年度から平成27年度までの5年間のトータルで、異議申し立てが7件、審査請求が1件、合計8件ございました。
- 委員（仁平正巳君） 5年で。
- 総務課長（中澤忠義君） はい。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 聡君） これ、審査会を今度設けて審査して、それが請求を受けたものが妥当かどうかという審査をするのですか。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。
- 総務課長（中澤忠義君） 初めに、職員のうちから審理員がその案をつくりまして、それを審査会に諮問し、審査会で職員がつくった案を審査して、内容を検討いただいて、答申するような形になります。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 聡君） その異議申し立てをして、それを審査会で審査をして、その答申が妥当かどうかということはまた違った部署でやるわけですか。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 課長。
- 総務課長（中澤忠義君） 済みません。同じ説明になってしまうかも知れないですけども、審査請求がありましたら、職員の中からその審査請求の内容を検討して、その裁決案的なものをつくります。それが審理員です。それを今度第三者機関のほうに、こういう案ができましたということを諮問いたしまして、その審査機関のほうで内容を審査して、答申をされます。基本的にその答申に基づいて裁決をするような流れになると考えております。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 聡君） では、その異議申し立てに直接市との関係はそこでだめになってしまうのだ。やりとりできなくなる。審査会でやることに対しては、もう何とも言えなくなってしまうのですか。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。
- 総務課長（中澤忠義君） 審理員も審査会も請求人からいろいろお話とかお聞きしますので、その中で裁決の案がつくられるということです。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木 聡君） 何でこういう審査会を設けたのかもわからないのです。異議申し立てをしたら、直接本人とやりとりすれば、それで済むことなのではないのかな。こんな複雑な手続をとらなくても。
- 委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。
- 総務課長（中澤忠義君） これまでは、審査請求とか異議申し立てがあったときに、直接行政の機関、職務を行ったところで審査を行っていたところですけども、それを第三者機関を設けることによって公

正性を高める。第三者機関の意見を踏まえることによって、公正性、客観性を高めるというようなことで、不服審査法が改正になったものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それは、そういうふうな経過、何か設けなければならないような何か事例とか、そういったものがあって、こういうふうにしたのか。私らは逆なのだね。直接請求した人とかかわり合いが、もう直接当局とやり合うことができなくなってしまうのです。そういうのはどうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 審査請求人の方の意見も当然審理員も聞きますし、第三者機関においても必要に応じて意見を聴取しますので、全然切れてしまうということではないように理解しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ここ近年、職員さんが執行部から、こういう案件だから懲戒免職だから何とかとされた場合に、不服申し立てで裁判をやった例があると思う。そういう裁判になったときに、行政側では裁判所にもちゃんと市長か誰かが行っていると思うのですが、近年になった裁判で結果はどういう結果になっているのでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 今年度の事例では、最高裁で有罪となっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、宮窪部長。

○総務部長（宮窪英治君） ただいまご質問にありましたことは、この制度とは全く別のお話でございまして、職員の処分に対するの不服ということとはまた違うのです。別の方法での裁判でございまして、それとは全く別の話でしたので、それについては検察側の判決のとおりとなりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市行政不服審査会条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、審査をお願いいたします。

中澤総務課長、説明を願います。

○総務課長（中澤忠義君） それでは、議案第15号について説明を申し上げます。

この条例は先ほど申し上げましたが、行政不服審査法が全部改正になりましたことに伴い、関係する条例を改正するものでございます。先ほど説明いたしました改正内容のほかに、異議申し立て制度に用いられた決定という言葉が、今回審査請求制度においては裁決とされることがございます。そういう言葉の改正を含めまして、今回5本の条例について改正を行うものでございます。

第1条は、筑西市情報公開条例の改正でございます。まず、目次の改正は飛ばしまして、第7条の改正は独立行政法人通則法の改正に伴い、法人の名称を改正するものでございます。

第14条及び第3章の改正につきましては、議案第14号でもご説明いたしましたが、情報公開に伴う開示請求等の決定に係る不服申し立てについては、今後行政不服審査法に基づく手続により審理を行うため、不服申し立てがあった場合の手続規定であります第3章の救済の手続の条項について削除するものでございます。

1 ページの下段になりますが、第2条は筑西市個人情報保護条例の改正でございます。この条例の改正も第1条の情報公開条例と改正を同じ理由により改正するものでございます。

2 ページ中段にあります第3条は、筑西市行政手続条例の改正でございます。この条例の改正は、不服申し立て制度が審査請求制度に一元化されたことにより、異議申し立て及び決定の字句を削るものでございます。

第4条は、筑西市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正でございます。この条例の改正につきましても、審査請求制度への一元化に伴い、異議申し立てに係る字句を審査請求に改め、審査請求のすることのできる期間を3月に改めるものでございます。

また、この改正文の最後でございます同条第2項を削る改正規定につきましては、同項では不服申し立てがあった場合は、賦課を受けた日から申し立て期間満了後の20日以内に申し立てに対する決定をすることの規定が設けられておりますが、この条例において賦課金は分担金であることから、そういう申し出があった場合には、地方自治法の規定により、不服申し立てについては議会に諮問し、議会から20日以内に意見を述べることとされているものでありまして、20日以内の決定は実際的に困難と考えるため、削除するものでございます。

第5条は、筑西市農業集落排水事業分担金徴収条例の改正でございます。この条例改正につきましても、審査請求制度の一元化に伴い、異議申し立てに係る字句を審査請求に改め、審査請求をすることのできる期間を3カ月に改めるものでございます。

また、改正文の最後でございます同条第2項を削る改正規定につきましては、先ほどの説明と同じでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は施行日を平成28年4月1日とするもの、第2項はこの条例の施行前になされた処分については、従前の例による経過規定でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号「筑西市職員の降給に関する条例の制定について」、審査を願います。

説明を願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） この条例につきましては、地方公務員法が一部改正されまして、平成28年4月1日、本年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

筑西市では、これまで筑西市職員の分限に関する条例において、降任、免職、そして休職に関する手続や効果等の規定を設けておりましたが、降給に関する規定は設けられませんでした。これは、地方公務員法において職員の任用に関する用語の定義がなかったこと、そして降任を伴わない降格については広く降任に該当すると一般的に解釈されてきたこと等によるものでございます。今回の法改正によりまして、職員の任用に関する用語の定義がなされ、従来の降任に該当すると解釈された降任を伴わない降格、これは例えば現在課長は6級の給料表による給料が支払われておりますが、任用を課長のまま5級の給料にすること、役職は課長のまま、給料を5級の給料にすること、給料格付けだけを下げること、これを降給に該当するというふうに整理されたところでございます。今回提出します条例は、この職員の降給について必要な事項を定めるものでございます。この条例は、地方公務員法の改正にあわせたものでありますので、全国の各自治体で制定が進められているものでございます。

では、条例の主な内容を説明させていただきます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大体今の説明でわかったでしょう。

（「いや、いや、わかんねえよ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（中澤忠義君） 第1条は、条例の目的規定でございます。

第2条は、降級の種類を規定するものでございます。降級は、降格と降号の2種類になります。降格とは、職員の給料表の職務の級を下位の職務の級に変更するもの。降号とは、同一の職務の級の中において、下位の号給に変更するものとしております。

次に、第3条は、降格の理由を規定するものでございます。ここでは、4点列記しております。2ページの1点目が、(1)のAのところでございます。人事評価の結果、勤務実態がよくないと認められた職員に対して、指導その他の措置をとったにもかかわらず、その後も改善されず、その級の職務遂行が困難と認められた場合でございます。2点目は、イのところでございます。心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められる場合等でございます。3点目は、ウのところでありまして、その級の職務を遂行することについての確性を欠く場合でございます。そして、4点目は、(2)、第2号のところでございますが、職制や定数の改廃、予算の減少に伴い、職務の級の職の数に不足が生じた場合でございます。

第4条については、降号の規定を規定するものでございます。理由としましては、人事評価の結果、勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつその級の職務を遂行することは可能と認められる場合であって、指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績が改善されない場合、こういう場合に降号の理由となります。

第5条は、職員を降級させる場合の通知書の交付、第6条は心身の故障の場合の受診命令、第7条はこの条例の施行に対し必要な事項を付記する規定を定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行は、本年4月1日としております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） このいろいろな降級、降格ということが載っている。的確性とか勤務実績とか、こういう評価は誰が下すのですか。大事なことなのだよ、これ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 基本的には、現在進めております人事評価制度に基づき実施されるものでありと考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 人事評価制度だというのだけれども、それは今委員さんが言ったように、どういうメンバーで、誰が本当に的確性の問題とか、勤務実績がどうのとか、そういう勤務評価、そういうのは誰が誰にやるのかというのが一番大きな問題なのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 現在進められております人事評価制度については、まずは自分で自己評価をします。その後、各課の課長が評価します。済みません。担当課長補佐以下のほうについては課長が評価して、その課長が評価したものを次長が調整を、もう1度見直しをします。私たち課長の評価は、次長がして、部長が調整を行います。そういうことで評価を行った経過に基づいて進められるわけではありますが、当然自分がどのように評価されたかというのは本人のほうに開示もされます。また、評価をするに当たって、期首、4月と2月に面談を行いまして、その中で指導等を行いながら、その対象となる職員の勤務実績を見ながら評価を進めているところであります。また、自分の下された評価に疑問がある場合には、総務課のほうに相談をいただくとともに、委員会を設置しまして、そういうおかしいという疑義についても対応できるようなシステムになっております。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これをやるに当たって、今までやっていたのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） 平成21年から試行的に実施しておりまして、今年度、平成27年度から導入、これは人材育成のために導入しまして、来年度、平成28年度の評価から昇給と勤勉手当に反映させることで準備を進めているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは国のそういった法律でやれ、やれということになっているのですか。組合との関係はどうなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中澤課長。

○総務課長（中澤忠義君） この人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正によりまして、今年の4月1日から行うこととされたものです。あと、この条例の提案に関しましても、職員組合と2度協議しておりまして、理解をいただいているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これはもう全国一斉に4月1日、自治省か何かで。

○総務課長（中澤忠義君） 地方公務員法に規定されまして、全国どこの自治体でも実施することになっております。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「筑西市職員の降給に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、審査を願います。

では、中澤総務課長、説明を願います。

○総務課長（中澤忠義君） 議案第18号についてご説明いたします。

この条例改正は、平成27年の人事院勧告及び地方公務員法の改正に基づきまして、市職員の給与の改定並びに市長、副市長、教育長の給与についての改定を行うために3つの条例について改正を行うものでございます。

まず、本日お配りいたしました改定の内容をごらんいただきたいと思います。初めに、(1)の人事院勧告に基づく民間給与との格差等に基づく給与改定です。①にありますように、給与表を平均0.4%引き上げます。そして、②にありますように、勤勉手当を一般職員、特定幹部職員につきましては0.1月分、再任用職員につきましては0.05月分引き上げます。また、市長、副市長、教育長、そして市議会議員の皆さんの期末手当を0.05月分引き上げます。

1、2の施行日は平成27年4月1日、昨年4月1日といたしまして、議決をいただければ3月中に差額支給を行う予定でございます。

(2)につきましては、勤務地に応じた地域手当の支給、これはこれまで筑西市の職員の地域手当の支給割合は100分の3としておりましたが、これを勤務地に応じた割合を支給できるようにするものでございます。施行日は、本年4月1日となります。例えば県庁で実務研修生として勤務する職員の地域手当は、これまで100分の3でございましたが、水戸市の職員と同じように100分の10になります。

そして、(3)の地方公務員法の改正に伴う条例改正です。①につきましては、これまで規則により等級別基準職務表を規定しておりましたが、法改正に伴い、条例へ規定するものでございます。施行日は、本年の4月1日となっております。

②につきましては、人事評価の結果を昇給と勤勉手当へ反映できるようにするための改正を行うもので、施行日は平成29年4月1日、来年の4月1日になります。なお、議員の皆様の期末手当の改正につきましては、市長及び副市長の期末手当の規定を準用しておりますので、そこを改正することによりまして改正となるものでございます。

本文の説明は省略してよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」、総務部所管の審査を説明願います。

中澤総務課長。

○総務課長（中澤忠義君） 議案第19号のうち総務課の手数料についてご説明いたします。

1ページから2ページの中段までとなります。第1条の第6条の改正でございます。これは、行政不服審査法の改正によりまして、先ほど議案第14号において説明いたしました審査請求があった場合に、審理員、審査庁、行政不服審査会により審査を行うこととなります。その際に、その審査に当たり審理員等は書類、資料等の提出を求め、その書類等により審査を行うこととなります。その提出された書類等につきましては、審査請求人等はその写しの交付を求めるとされておりまして、その際には手数料を納めると法律の中で定められております。

第6条の改正は、その中で手数料の免除に関する規定でございます。生活保護者や審理員、審査庁または行政不服審査会が認める者については、先ほどの書類の交付を受ける際の手数料を免除することができるようにするものでございます。

次に、別表の改正でございます。この別表は、各手数料の額を規定するものでございます。2ページをお開きいただきまして、その中段までの改正につきまして、ただいまご説明いたしました審査請求において審理員等に提出された書類等の写しの交付に伴う手数料を追加するものでございまして、コピー機の複写またはプリンターによる出力、いずれも1枚につき白黒は10円、カラーは30円とするものでございます。

この条例の改正規定の施行日は、平成28年4月1日、本年4月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、以上で総務部の所管についての審査を終わります。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、企画部所管の審査に入ります。

初めに、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、企画部所管の補正予算について説明を願います。

それでは、稲見企画課長、説明願います。

○企画課長（稲見博之君） 企画課長の稲見でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。恐れ入ります。着座にてご説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 簡潔でいいよ、説明は。

○企画課長（稲見博之君） それでは、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち企画課の所管分についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。6ページをお開きいただきたいと思っております。まず、第2表の繰越明許費でございます。上から2つ目でございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、事業名、移住定住促進事業の1,064万1,000円につきまして、繰越明許をお願いするものでございます。なお、本事業につきましては、今般の国の補正予算によりまして創設されました地方創生加速化交付金を活用して実施するものでございます。都市地域の住民等の本市への移住、定住を促進する事業を本事業により展開してまいりたいということでございますが、全額を平成28年度に繰り越しをさせていただいて、実施をしたいと考えておるものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入でございます。下から5行目でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務交付金、13節の地方創生加速化交付金におきまして5,402万9,000円の補正をお願いするものでございます。加速化交付金につきましては、先ほど申し上げました国の本年度の補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として創設された事業でございます。地方版総合戦略、筑西市の総合戦略に位置づけました取り組みを支援するための事業でございます。これによりまして事業自体の先駆性あるいはレベルアップを図るという目的のものでございます。現在県を通しまして内閣府に申請中でございます。交付決定は本年3月中下旬というふうに聞いてございます。なお、本交付金につきましては、歳出におきましては各費目に計上いたしました8つの事業に財源として充当する予定でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。一番下でございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費でございます。恐れ入ります。次ページをお開きいただきたいと思っております。右側、説明欄の上から6行目でございます。移住定住促進事業として1,064万1,000円の補正をお願いするものでございます。本事業は、加速化交付金を活用いたしまして、空き家を利用したお試し居事業、空家バンク事業、あるいは都市部からの元気な中高年層の移住、定住のための環境づくりとなります筑西市版C C R Cの導入に向けた検討のための基礎調査を実施するものでございます。

事業の内容について少し申し上げます。まず、お試し居事業でございます。市内の空き家を借り上げて、すぐに生活ができるよう、所要の環境整備、修繕等の環境整備を行いまして、希望者を募り、短期間、1週間とか2週間とかいう短期間になると思っておりますけれども、お試しに滞在をしていただくものでございます。これによりまして、筑西市への移住、定住のきっかけづくりあるいは筑西市に対する不安の解消、こういったことを図ってまいりたいと思っております。なお、本事業は県のふるさと県民登録制度と連携をいたしまして、より多くの移住希望者の方に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、空家バンクのホームページ作成委託でございます。本年度、空き家の実態調査を行っておりますけれども、これらのデータをもとに茨城県宅地建物取引業協会と連携をいたしまして、空家バンクを設けて、同時にホームページを開設してまいりたい。空き家を売りたい、あるいは貸したい人と空き家を借りたい、買いたい……

○委員長（榎戸甲子夫君） 長い。もっとかいつまんで。

○企画課長（稲見博之君） こういった事業でございます。

続きまして、C R C導入のための基礎調査でございますけれども、筑西市における現況、ニーズ、事業の実態、意向調査など、基本的な内容の調査をいたします。これによりまして、導入するかどうかの検討を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） まずは、お試し居住という部分の中で、今修繕費としてここに318万円計上するわけですが、これは何軒ぐらいを予定しての修繕なのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 修繕につきましては、空き家2軒を予定してございます。なお、318万円のうち300万円が修繕費で、残りの18万円は光熱水費等でございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） それと、県のほうのいばらきふるさと県民登録制度、これを利用するということですが、全部そちらから、では筑西市さんのほうに希望がありますよというのがないと、こちらから直接どうこうというのはできないのですね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 基本的には、市が窓口となりますので、市のホームページにおきましてもこういった募集をかけてまいります。それとあわせて、県のほうの制度を導入しますと、より幅広い多くの方に知っていただけるというふうなことで連携を考えているものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） もしこのお試し居住で高齢者の場合だったら、2軒分のリフォーム代という説明ですね。バリアフリー化しないと、お試し居住だけで。要するにお試し居住しても、家賃とか居住される方には料金は発生しないのでしょうか。まずそのところ、発生するかどうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） お試し居住につきましては、基本的にその使用料で賄うという考えはございません。仮に取るといたしましても、1日1,000円程度の安い料金、もしくはもっとそれよりもまたさらに安くする。これは、今後検討してまいりますけれども、多くの使用料を取る予定はございません。

それから、修繕、高齢者等に配慮した修繕でございますけれども、その辺につきましても借上げまし

た物件、あるいはこれから要綱などを定める上におきまして、詳しく修繕内容についても決めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その借り上げ物件なのですけれども、ご案内のとおり、筑西市は車社会と言われている地域ですから、車がないと生活できないというふうに言われている状況の中で、物件の場所はどの辺を予定していますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 借り上げ物件の場所でございますけれども、やはりただいまご指摘いただきましたように、車社会でございますので、アパートとかそういうのではなく、土地つきの一戸建ての空き家があていければというふうな想定を現在しているところでございます。

（「場所は。どの辺を予定しているか」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 場所につきましてはまだ予定をしておりませんので、これから検討して見つけてまいりたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その場所については相当地域格差といいますか、例えば旧明野だった、あるいは下館の駅の近く、それによっては相当生活自体の条件が違ってきますので、お試し居住してもらって、できたら筑西市に住んでもらうということになれば、なるべく居住空間の整っているところとか、そういうところを設定していかないと、ただ物件がいいからとか、見晴らしがいいからぐらいで安易にやりますと、お試しだけで、ただ住まわせて、はい、さようならということになると思うのですが、その辺の考え方は。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） ご指摘のとおりだと思います。筑西市の魅力は、農業と自然というふうなことでございますけれども、生活する上でのバランスも大変重要になってくるかというふうなこともございますので、それらを総合的に判断しまして、よりいい場所に、いい物件を見つけてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この物件に対しては、一戸建ての屋敷面積というか、それは大きくても構わないの。仮に宮様が泊まったうち、あっちのほうにあったかもしれない。普通のうちかもしれない。そういう面積には制限があるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 物件の面積でございますけれども、今のところ面積の想定は制限は考えておりません。むしろ金額でございますとか、そういった面での検討は必要かなと思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、その屋敷にどうしても庭師さんを入れて、植木等を整備しなくてはならない。そういうようなときも市でやるのですか。庭木の手入れ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 現在予算で考えておりましたのは、あくまでも借上料でございましたので、その庭木の手入れ等については今のところ考えてはおりませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よくわからない。どの程度のレベルでやるのかというのがわからないので、ただ300万円、300万円というのだけれども、例えば本当に魅力ある居住だということで、どういうレベルでやるのか。室内の問題とか、いろいろあるでしょうけれども、そういうのがみんな聞いているのだけれどもわからないのです。ただ、こっちで300万円という予定して、300万円の範囲内でここをこうとやる。これから立案するのですか。ああ、そうですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 修繕の内容について、まだ物件が決まっていないことも一つでございます。予算の要求といたしましては、目安として1戸当たり150万円、これの2戸分というふうなことで、その範囲の中でのなるべく暮らしやすい環境づくりを心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、地方創生加速化交付金ということ、これは茨城県が出してくれるのですか。それとも、茨城県内どこの自治体でもこういう加速化交付金を使って、このお試し居住なんかは県内あちこちでやることになるのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） このお試し居住につきましては、茨城県との広域連携事業の中での位置づけでございます。今回の広域事業の中では、本市ほか12市が県と連携を図っております。その中で幾つかの市町村はお試し居住もこの計画の中に入れていただいておりますけれども、お試し居住に限定した内容ではございませんので、市町村によってどのような定住、移住の計画を上げているかということにはばらばらであります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 加速化交付金そのものは、これは国から直接来ます。茨城県は茨城県で、筑西市は筑西市でそれぞれ事業をやりますので、県から来るということではなくて、茨城県にも筑西市にもそれぞれの国、内閣府のほうからそれぞれの加速化交付金は交付されるというような仕組みになっていきますので、それだけちょっと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、お金のほうは用意してもらって、その自治体がどういうふうに活用するかは、自治体の工夫にもよるといふことなのですか、使い方は。

○企画部長（坂入龍一君） そうです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 移住定住促進事業というのは新規に入っているのですけれども、これはいつからやりますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 稲見課長。

○企画課長（稲見博之君） 平成28年度早々から取り組みたいというふうに考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 4月から募集します。

○企画課長（稲見博之君） 4月からは物件を探したり、あるいはお試し移住の要綱といたしますか、そういった細かい内容の取り決め、さらには物件の修繕、そういう準備期間を半年間ほど置きまして、10月ぐらいから募集をできればというふうに考えているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

時間も時間でございますので、これより休憩に入ります。

午後の再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 0時 4分

再 開 午後 1時

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

再開する前に、説明者に申し上げます。

毎年同じようなことで我々受けていまして、一を聞けば十を知る委員さんばかりですので、簡潔明瞭に説明を願います。

では、中核病院建設推進課からの説明を願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 中核病院建設推進課長をしております増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、中核病院建設推進課が所管いたします内容についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名新中核病院整備事業について、9,024万6,000円の繰越明許をお願いするものでございます。新中核病院の用地取得に対する一般会計からの出資に係る補助金及び開発行為等の委託料を平成28年度に繰り越すものでございます。

7 ページをごらんください。第3表、債務負担行為補正でございます。まず、新中核病院統合支援委託は、期間は平成28年度、限度額を7,830万円とし、公立2病院の統合に向けた業務や体制構築等に対する支援を委託するものでございます。次の新中核病院建設支援委託は、期間は平成28年度、限度額を1,998万円とし、実施設計の検討や工事発注に至るまでの全般的な管理業務の支援を委託するものでございます。いずれも本年度から平成28年度にまたがる一連の委託業務等で、事前に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、第4表、地方債補正、1、追加でございます。新中核病院整備事業として、病院事業会計に計上しておりました土地取得費及び実施設計委託料の一部について、合併特例債が活用できることになったため、6,950万円の追加をお願いするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細、1、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち説明欄16筑西・桜川地域新中核病院整備事業費補助金1,407万5,000円の補正をお願いするものでございます。本年度分の新中核病院整備事業については、病院事業会計において地域医療再生臨時特例交付金である県補助金を計上しておりましたが、今回この県補助金を一旦一般会計で受け入れ、一般会計から病院事業会計へ補助金として支出する更正を行うとともに、今般の基本設計、実施設計業務の契約締結に伴う額の確定分1,407万5,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目4衛生債、節1保健衛生債、説明欄2新中核病院整備事業債6,950万円の補正をお願いするものでございます。新中核病院整備事業に係る土地取得費及び実施設計委託料について、合併特例債が活用できるようになったため、病院事業債の一部を合併特例債に振りかえるとともに、先ほどの県補助金の説明と同様に、一旦一般会計で受け入れ、病院事業会計補助金として支出する更正を行うものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。2、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、新中核病院整備事業の7,566万8,000円の増額は、本年度新中核病院用地について、農地転用許可申請を行う予定としておりましたが、事業認定の進捗業務にあわせ、来年度4月以降にしたことと、申請したことに伴う申請委託料199万8,000円の減額を行うとともに、土地取得費及び実施設計委託料について合併特例債を活用することによる一般会計の増額分と契約締結に伴う額の確定による減額分を相殺した病院事業補助金7,766万6,000円の補正をお願いするものでございます。

以上が議案第3号、一般会計補正予算（第9号）のご説明でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 今月末にいわゆる実施設計に着手するわけですね。平成28年度いっぱいですか、12月に本体工事に着手に関するわけですが、その基本設計から実施設計に移る。その前に1月23日にプレゼンが開催されました。そこでそのプレゼン6社、6JVですか、参加して、説明といたしますか、プレゼンの内容をお聞きしましたけれども、正直申し上げます。非常に稚拙ですね、内容が。質問する側、答え

る側。なぜかといいますと、診療科もはっきりしていないのに、病院のあるべき姿を論じているわけです。しかも限られた時間の中で、質問する側が設計者に対して、あなたは高校時代、部活は何をしていましたとか、休日にどういうことでストレス解消をやっていますかというような質問を繰り返しているわけです。さらに、医療監である2人、水谷先生、梶井先生、余り質問しないのですよ。私から言いますと、仕方なし質問をしている状況。まず、プレゼンのときのメンバー、質問をする側のメンバーはどのような方だったのですか、これ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） お答えいたします。

質問する側の審査員のメンバーでございますが、両医療監、それから両病院長、それから両副市長、それから両事務方の部長、それから看護部長等でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） たしか12月の全員協議会の中で須藤市長は、すぐにでも病院長あるいは理事長を決めると、たしか言いました。すぐにでもというのは、1日、2日ということではなくて、1週間、2週間の間には必ず発表しますと言いながら、いまだにこれ発表されていないのは、どういうわけなのですか。つまり私が言いたいのは、1つの会社なり組織なりをするのに、社長も決まっていない。何の仕事をするかもわからないで、箱物だけを先行して建てようとする。家を建てるときに、土地を取得するのはそれは当然ですよ。建設会社を決めて、家を建てるのに、ただしそこに住む人がどういう年代の人が住むのか、入母屋にしたいのか、文化住宅にしたいのか、鉄筋で建てたいのか、フローリングにするのか、和室を多くしたほうがいいのか、それすら、つまり診療科も何もわかっていないでやっているわけです。それ、病院長と理事長と診療科がなぜ決まらないのか。その3点。

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） お答えいたします。

まず初めに、両医療監の件でございますが、議員ご指摘のとおり、現在両医療監につきましては決まっておられません。ただ、基本設計、実施設計の委託業務の中におきましては、両医療監が持ちますそれぞれの業務内容をもとに実施設計、基本設計の内容を精査してもらっているところでございます。

それから、診療科でございますが、診療科につきましては両医療監を初め両病院長、それから地域の医療機関等々の方々と現在協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。関連質問ですので、そろそろまとめてください。

○委員（仁平正巳君） では、まとめて聞きます。

私が聞くところによりますと、病院長、理事長は発表しないほうがいいと、県の誰かが言っているそうです。それはいずれにしても、3月2日の新聞には、桜川市の県西総合病院で外科医常勤医が3名退職をしたという話なのですが、桜川市立病院と新中核病院は連動して話が進んでいると思うのですが、医者、ドクターを確保するのに、当初の計画では筑西市民病院と県西総合病院のまず医療スタッフを合体して、ドクターをまず19人と私記憶しておりますけれども、既に16人になってしまっています。30人から

40人必要だというドクター、これ病院長も決まっていなくてどうするのですか。まずそれをはっきりしてください。県西総合病院の話はどうなっているのか。大丈夫なのですかと。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明できますか。

○企画部次長（板谷 徹君） 県西総合病院の外科医の件でございますけれども、新聞報道にもありましたように、千葉大のほうからは4月から撤退するというようなお話が出ております。外科医につきましてどうしますかということになりますと、この時期ですと4月からはなかなか常勤医の確保が難しいというところで、非常勤による外来のほうで行いたいというものを伺ってございます。

それから、医師確保につきましては、両医療監を中心といたしまして、筑波大、それから自治医大等に働きかけをいたしまして、必要な診療科についての医師の確保について協議を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次、ございますか。

○委員（仁平正巳君） 最後に、委員長。後でこの件については別に一般質問でやりますので。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 県西総合病院で3人の医者がやめるほか、新たにあと2人、小児科関係でやめるというお話を聞いたのですが、その件はどうなのでしょう。

○委員長（榎戸甲子夫君） お答えできますか。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 小児科につきましては、お戻りになるということは聞いておりますけれども、総合診療のほうからまた小児科のほうには入ることになりますので、人数的には3名ということをお聞きしております。

○委員（赤城正徳君） では、ご破算、ゼロということだね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 診療科目が決まらないのだね。これは、県西総合病院と市民病院の今ある科目を起点にしてどうのこうのと言っているのですが、ただ基本計画の中にも例えば人工透析が載っているのだね。そういう県西総合病院もやる、今度の新中核病院も人工透析をやるとか、今の進行状況はいろいろな調整が難しいのですか。既存の今までの診療科目で、それでいいのかどうかという問題も私は思うのです。だから、率直に言って、3月末までに決まるという話だが、何かいろいろやっぱり意見の対立と言っては語弊があるけれども、調整が難しいのかなという感じを受けるのだけれども、その辺の調整はどうなっています、人工透析なんかも含めて。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 人工透析につきましては、昨年12月21日の整備推進協議会におきまして、基本計画に盛り込むものとして救急スペース、それから手術室、透析スペース、リハビリ室、カテーテルルーム、こういったものを決めてから基本計画の策定に終わったわけでございますので、こちらについては基本計画に載ってございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木さん、これ関連質問ですから、手短かに。

○委員（鈴木 聡君） 人工透析はわかったのですよ。だから、あとの診療科目がずっと調整していてま

だ決まらないのだけれども、いろいろ意見の調整が手間取っているのですかと聞いているのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） どうぞ。

○企画部次長（板谷 徹君） 診療科の策定につきましては、先ほど言いました基本計画を決めるときの先ほどの5つの項目、それから施工前までに現行の診療体制を起点として十分な検討を踏まえて、新たな診療体制として設定が必要なものということで、現在医療関係者、地元の医療関係者で協議をしているところでございます。ですから、施工前までには診療科をある程度決めていきたいというふうに思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） この委員会は、議案第3号の補正予算が骨子ですから、関連する質問でお受けしていますが、余り長くしないで、そろそろ打ち切ってください。

最後に、質問。

○委員（鈴木 聡君） それはわかっているのだよ、最後の結論を出すというのはもう少し。ただ、時間がかかり過ぎているのではないかとっているのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 部長。

○企画部長（坂入龍一君） 先ほどから答弁をさせていただいておりますように、今両医療監を初めとして病院関係者とか地域の医師会なんかも入って調整をしているところですが、それぞれの新中核病院と桜川市立病院の機能分担などもあわせて今検討しているところですので、決まり次第、議会のほうにもお知らせをしていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ち……

（「いつですか」と呼ぶ者あり）

○企画部長（坂入龍一君） （続）今月中には決めたいということで、詳細なところまではあれですが、今月中には決めたいということで今協議を続けていますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結します。

次に、財政課からの説明を願います。

海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

引き続き一般会計補正予算でございます。財政課関連の補正予算について説明いたしたいと思ひます。予算書の12、13ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、1として歳入でございます。まず、款11項1目1地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が確定したことによりまして9億8,725万円の増額をお願ひするものでございます。

続いて、次に14、15ページをお開き願ひます。款18項1寄附金、目2総務費寄附金に338万8,000円の補正をお願ひするものでございます。豪雨災害に対しまして、災害見舞金ということで寄附をいただいたものでございます。

次に、款19繰入金、項2目1基金繰入金につきましては15億4,878万2,000円の減額補正をお願ひするものでございます。説明欄の1の財政調整基金につきましては、今回の補正に伴う収支調整の結果、13億3,804万

8,000円を減額、説明欄の2の減債基金繰入金につきましても2億円を減額しようとするものでございます。説明欄6の地域づくり振興基金繰入金につきましても、住民参加型まちづくりファンドの補助事業の充当を予定しておりましたが、事業費の確定に伴い1,073万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款20項1目1繰越金8億3,370万円の増額は、前年度繰越金について精算補正をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。2の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費13億9,535万6,000円の補正は、各基金への積立金の補正をお願いするものでございます。財政調整基金積立金10億円及び減債基金積立金3億9,412万1,000円は、今回の補正に伴う収支調整の結果、余剰財源を積み立てするものでございます。福祉事業基金積立金19万6,000円は民生費の寄附金、文化振興基金積立金103万9,000円は教育費寄附金をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。目14諸費、説明欄の償還金4,627万3,000円の補正は、過年度の国庫支出金3,621万6,000円及び県支出金1,005万7,000円の確定に伴う返還金でございます。国庫補助金、県補助金など両方ともで大きなものは、平成26年度大雪被害に対する補助金などの確定によるものでございます。

次に、38、39ページをお開き願います。一番下のほうでございます。款12項1公債費、目1元金につきましては、財源内訳欄にございますように市営住宅使用料と一般財源の財源振りかえでございます。

ページを返していただきまして、目2の利子でございます。こちらなのですが、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費補助金の確定によりまして財源振りかえをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 審議を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 本会議で三浦さんが一般質問で基金の話をしていましたけれども、財政指数はどういうふうになっているのですか、筑西市の。健全かどうかの指数がありますね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 財政力指数としては、今0.7前後でございます。年度によって多少はばらつきあるのですが、大体0.7前後というところが指数でございます。それから、実質公債費比率、そういったものについてはだんだんと下がってきています。県内でもかなり高いほうだったのですが、それがだんだんと下がってきているというような財政状況になっています。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、今の時点で数字で言ってもらえれば。まだ平成27年度は出ていない。

○企画部長（坂入龍一君） 平成27年度はまだ年度途中ですので、平成26年度決算の数字しか出ていないです。

○委員（鈴木 聡君） それでいいです。

では、後で資料でみんな出してください。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、そういうことでよろしいですか。

質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今の説明と直接関係なくて申しわけないのですが、公債費についてお伺いさせていただきたいのです。

利息が0.5%になる前は0.8%でした。実質今幾らぐらいなのかということと、以前に利息の一覧表をいただいたことがあるのですけれども、政府資金と郵政の資金と民間というのがあって、民間が一番利息が安かったのです。今どうですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 済みません。一番最初の0.5%はちょっとわからないのですが。

○委員（藤川寧子君） 0.5ではなくて5%ね。

○財政課長（海老澤布美男君） 予算書上で起債の限度額というふうなところの中で5%以内ということの話ですか。それはマックスで5%の利息で借りたいと、借りたいというか、借りられるということで予算書のほうはお願いしています。あと、民間資金というか……

○委員（藤川寧子君） 政府資金とか郵政とか。

○財政課長（海老澤布美男君） 政府資金なんかの場合には借入れの期間、例えば20年とか30年とか借りたりするわけですね、その事業に応じて年限が指定されていて。そうすると、当然30年借りた場合には、例えば1.何%とか2%とかというような利率になると思います。それに対して、合併特例債は10年で設定しています。10年で設定しているということで、利率が去年の5月あたりに借りた利率というのは0.1幾つです。借入れする利率は。当然例えば同じ銀行から借りるにしても、10年借りると20年、30年というもし条件を出したときには、当然利率は多少上がると思いますが、そういったことで利率はその期間によるのと、あと今市中の金融機関、どこでもある程度安く出してくれると。見積もりというか……

○委員長（榎戸甲子夫君） まとめてください。

○財政課長（海老澤布美男君） 済みません。

○委員長（榎戸甲子夫君） 簡潔明瞭に。

○委員（藤川寧子君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 総務費寄附金で100万いただいたという人の住所、氏名、お願いします。100万いただいたと言ったな。200万か。

（「100万円だよ」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）100万円だよ。アマ何とかと言った。

○財政課長（海老澤布美男君） 済みません。総務費寄附金ではなくて教育費寄附金で100万円をいただきました。つくば市在住の天賀谷誰ですか。教育費寄附金の中で。

○委員（赤城正徳君） では、それを教えてください。

○財政課長（海老澤布美男君） つくば市在住の天賀谷。済みません。ちょっと後で名前だけ。天賀谷さ

んという方です。

○委員（赤城正徳君） 後で教えてください。

○委員長（榎戸甲子夫君） 次に行きます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結します。

次に、情報政策課からの説明をお願いします。

菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課長の菊池と申します。着座にてご説明申し上げます。

議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、情報政策課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。失礼しました。款2総務費、項1総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業の繰り越しをお願いするものでございまして、国の平成27年度補正予算に位置づけられたもので、国の補助金を活用し、住民情報取り扱いを地方自治の情報セキュリティの強化対策を実施するもので、全額を平成28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、右側のページに移りまして、節12電算費補助金1,350万円の補正をお願いするものでございます。先ほど繰越明許費でご説明いたしましたとおり、今般の国の補正予算に伴う地方自治体の実施する情報セキュリティ強化対策事業に対する補助金でございます。

続きまして、18ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、ページをめくっていただいて、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。目12電算費、右側に移りまして、説明欄の情報セキュリティ対策事業144万3,000円の減額及びシステム開発費504万5,000円の減額でございますが、当初平成27年度中のシステムの入替えを予定してございましたが、ページをめくっていただいて、23ページになりますけれども、情報セキュリティ強化対策事業を平成27年度に実施する際に、市全体としての整合性のとれたセキュリティー対策とするために、平成27年度に実施したとしても再度設定の変更作業等やり直す必要がございますので、二重投資を防ぐために平成28年度に改めて実施するものでございます。

また、23ページの情報セキュリティ強化対策事業費1億1,378万4,000円の増額でございますが、先ほどもご説明しましたとおり、国の補正予算に対応した自治体情報セキュリティーを抜本的に強化する事業でございます。具体的には、住民記録、税、福祉といったマイナンバー利用事務における端末からの情報の持ち出しができないようにする設定や、職員が文書作成や財務会計などに使用してございます事務用端末とインターネットを完全に分離しまして、インターネットに接続できないようにいたします。また、それに伴いまして、新たにインターネット専用のネットワーク、あと端末の導入をするなどの対策を講じるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、セキュリティー強化は市独自の予算でやるのですか。国から全然来ないのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（菊池 勇君） 国からの補助金は1,350万円となっております。

○委員（鈴木 聡君） 1億1,000万円のうち。

○情報政策課長（菊池 勇君） はい。事業費が平成27年1月1日の人口規模で決められてございまして、筑西市の事業費の上限が国のほうで認められるものが2,700万円、そのうちの2分の1が補助金ということになっています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） あと、今の状況どうです、いろいろトラブルが全国的には言われているのですが、筑西市では今どういうふうになっています。あと交付状況とか、カードの。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 今世の中で一般に言われています攻撃なのですけども、現在のところ筑西市のほうではそういったことはございません。あと、カードの交付状況につきましては、市民課のほうで枚数を把握してございますので、情報政策課としてはわからない状況でございます。申しわけありません。

○委員（鈴木 聡君） わからないの。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） マイナンバーカードのほうは市民環境部のほうなものですから。申しわけありません。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） では、マイナンバーのほうかもしれませんけれども、利用するときの認証の仕方というのは2つ、パスワードと生体認証とあるのですけれども、生体認証とは何をやるのですか。指紋ですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 生体認証といいますのは、指紋認証とか、あとは顔認証、顔の画像をカメラで撮って本人かどうか判断するものと、あと静脈認証と、今のところ3種類ございます。今考えているのが、手のひらの静脈認証を考えてございます。今までパスワードということで、本人の確認をやったのですが、どうしてもパスワードだと漏れてしまうと、本人でなくてもセキュリティー、システムに入ってしまうことができますので、どうしても本人でなければ持っていないもの、そういったものを認証の仕組みに使うということで、現在手のひらの静脈の認証ということを考えてございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） では、それは前もって登録しておかないとだめですね、利用者は。顔写真だけで

はなくて。

○委員長（榎戸甲子夫君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 手のひらの静脈認証ということなので、実際の運用が始まるまでには職員の手のひらの静脈のパターンを登録する予定でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） ちょっと藤川委員、誤解されているかなと思うのですけれども、今課長が話していますのは、職員が使用するパソコンです。

○委員（藤川寧子君） 職員だけね。わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第4号）」のうち、企画部所管の補正予算についての説明を願います。

増田中核病院建設推進課長。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 一般会計補正予算（第9号）に引き続きまして、議案第12号についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第4号）」のうち、中核病院建設推進課の所管いたします事業についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正をお願いするものでございます。収入といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額から1,484万3,000円減額いたしまして4億1,163万円。内訳といたしまして、第2項他会計補助金、既決予定額に7,766万6,000円増額いたしまして1億9,837万5,000円に、第3項国・県補助金、既決予定額から1,700万9,000円減額いたしましてゼロ円に、第4項企業債、既決予定額から7,550万円減額いたしまして2億850万円とするものでございます。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出、既決予定額から1,484万3,000円減額いたしまして4億1,163万円に。内訳といたしましては、第1項建設改良費、既決予定額から1,484万3,000円減額いたしまして4億687万5,000円とするものでございます。

まず、支出の第1項建設改良費1,484万3,000円の減額は、基本設計及び実施設計の契約額の確定によるものでございます。また、収入でございますが、設計委託料の額の確定とあわせて実施設計委託料と用地購入費に合併特例債が活用できることになったため、第4項企業債の7,550万円を減額、地域医療再生基金である県補助金を病院事業会計で直接収入していたものを、一般会計で受け入れてから病院事業会計へ補助金として繰り出すことにより、第3項国・県補助金の1,700万9,000円を減額。以上のことを踏まえて、第2項他会計補助金7,766万6,000円を増額するものでございます。

次に、第4条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正するものでございます。1 ページが補正前、2 ページが補正後でございます。次のページをお開き願います。補正後でございますが、補正前の総額119億3,582万3,000円から2,537万4,000円を減額しまして、総額119億1,044万9,000円とするものでございます。これは、基本設計、実施設計の契約額の確定によるものでございます。あわせて平成27年度、28年度につ

いて減額を行うものでございます。平成27年度1,484万3,000円を減額いたしまして1億908万円に、平成28年度……

○委員長（榎戸甲子夫君） 増田課長、ここに書いてあるのは朗読しないでいいから先へ行って。いろいろわかるだろう。時間ばかりかかってしまう。

○中核病院建設推進課長（増田 茂君） 失礼しました。平成29年度、30年度については変更はございません。

次に、第5条、起債の補正でございますが、記載の目的、新中核病院整備事業、限度額2億8,400万円から7,550万円を減額いたしまして、限度額を2億850万円にするものでございます。起債の方法、利率等については変更はございません。先ほどご説明申し上げましたように、実施設計委託料及び用地購入費に合併特例債が活用できることになりましたので、その分を病院事業債から減額するものでございます。

次に、第6条、予算第8条に定めた一般会計からの補助金を受ける金額を次のとおり改めるものでございます。建設改良費補助金、既決予定額に先ほど第3条でご説明申し上げましたように、7,766万6,000円を増額いたしまして、1億9,837万5,000円とするものでございます。

以上が中核病院建設推進課が所管いたします病院事業会計補正予算（第4号）の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） よくわからないので、この119億円、勘違いして、総建設費が、総事業費が128億円でしょう。だから、幾らか減ったのかなんて笑い話になったのだけれども、ここらのところがよくわからないのですよ、何でこういうあれとか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 済みません。継続費につきましては、病院の建設工事と、あと医療機器の整備に係る費用として、前の12月の議会のほうで119億何がしということで補正予算のほうを議決いただいたわけですが、そのほかに用地とかそのほかにありますので、それらを含めまして124億円と。それと、一般会計で負担します分もあるものですから、総体で127億円というようなこととなります。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにないようですので、終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「平成27年度筑西市病院事業会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の所管について審査を終わります。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、次に税務部所管の審査に入ります。

初めに、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、税務部所管の補正予算についての説明を願います。

角田課税課長。

○課税課長（角田明規君） 角田でございます。よろしく願いいたします。

では、本会議のほうで部長のほうから提案がありますので、簡潔に私のほうからご説明をしたいと思えます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の歳入でございます。最上段の市税のうちの市民税、法人税の現年度課税分についてですが、13億5,600万円の増額補正をお願いして、29億301万9,000円とするものでございます。法人市民税につきましては、当初予算におきまして滞納繰り越し分を除きまして現年度課税分として15億4,400万円を計上いたしました。1月までの調定実績や2月分以降の収入状況を精査して、29億円の決算見込み額となりましたことから、13億5,600万円の増額とするものでございます。理由につきましては、工作機械の市場の回復を基調に、市内大手の主要1社が近年まれにない増収がありましたので、法人市民税が増額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」（分割付託分）について、税務部所管の審査をお願いいたします。

では、金田収税課長。

○収税課長（金田昌明君） 収税課の金田と申します。よろしく願いします。着座にて失礼します。

議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正」の条例中、収税課所管の改正についてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。初めに、第1条でございますが、中段の同表税の部中でございます。住民税課税・非課税証明手数料に関して、個人番号カードの利用による多機能端末機による交付、いわゆるコンビニ交付の手数料は1通につき200円とするものでございます。

次に、6ページをお開きください。6ページ下段から7ページ上段の同表税の部中、所得証明手数料及び納税証明手数料に関する自動交付機の廃止に伴う改正でございます。表中、ただし自動交付機による交付の場合は、1通につき150円及び200円と表記されております箇所をそれぞれ削除するものでございます。

最後に、7ページをお開きください。中段の附則でございます。この条例の施行日を規定するものでございます。第2号は、コンビニ交付にかかわる改正規定の施行日ですが、この後議案第20号で説明がございます筑西市印鑑条例の一部改正の施行日と同日とするものでございます。

第3号は、自動交付機の廃止に伴う改正規定の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 平たく言えば、どこがどういうふうに変ったと言ってもらえればよくわかるのですよ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 金田課長。

○収税課長（金田昌明君） 今回マイナンバー導入に伴って、コンビニでも一部の税証明が取得することが可能になりました。その分の手数料を200円と定めたものでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で税務部の所管についての審査を終わります。ご苦労さまでした。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、市民環境部所管の審査に入ります。

初めに、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、市民環境部所管の補正予算についての説明を願います。

それでは、市民課、中島課長、お願いします。

○市民課長（中島真一君） それでは、議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算」のうち市民環境部市民課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄1、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金、補正額1,821万3,000円、また説明欄2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金、これにつきましても補助金が来ることとなりましたので、341万6,000円を計上するものでございます。事業費補助金につきましては、通知カード及び個人番号カードの作成や送付にかかわる事務の経費を地方公共団体機構に委託しますが、その経費が増額されました。また、事務費補助金につきましても、個人番号カードの交付事務に対しまして事務費補助金が交付されることとなりました。このたび総務省よりこのような通知が参りましたことから、補正予算を計上するものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。歳出でございます。ここにつきましては、款2総務費に先ほどの歳入が入ってきましたことから、人件費に補助金を充当するといったものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業、委託料1,821万3,000円の増額計上でございます。事業内容でございますが、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、通知カード及び個人番号カード作成や送付にかかわる事務の経費を地方公共団体機構に委託します。その経費が増額されたものですから、歳出にも同額を計上させていただきました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 手元に届かなかった通知カード、これは現在どういうふう処理されています。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） 現在お手元に届いていない通知カードにつきましては、市役所のファイルマスター、鍵がかかるところで厳重に保管をしております。間にお客様がとりに来て、現在少しずつ減っている、そういった状況でございます。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） どのくらい処理できないのか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） 通知カードにつきましては、まだ手元にあるものが1,116世帯分、これは2月16日現在でございますが、そのものがまだ手元にあると。今現在はちょっと調べましたら1,000を割っている、そういった状況でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それから、今度新たに個人番号カードの発行、これはどういうふうな状況になっているの。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） これも日々データが更新されていますので、一番直近でちょっとご説明しますと、3月4日現在ですけれども、先週です。J-L I Sに申し込んだ、カードを申し込んだ方が6,445人、それとそのうち市が、J-L I Sからカードが戻って、カードが来ていますので、とりに来てくださいますといった形の通知をした方が2,258人、実際にとりに来ていただいて、お手元にお渡しした、交付した方が819人、そういった状況でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、個人番号カードの請求というか、発行してもらうものについては、ある程度いつまでにやるとかやらないとかという話ではなくて、個人の自由なんでしょう、これ。その辺。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） 初回は無料ということですので、特に期間の定めはございません。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、環境課からの説明を願います。

廣瀬環境課長。

○環境課長（廣瀬浩之君） 議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明いたします。

26ページ、27ページをお開き願います。歳出でございます。下段をごらん願います。款4衛生費、項2

清掃費、目2ごみ・し尿処理費39万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄をごらん願います。筑西広域市町村圏事務組合参画事業（ごみ・し尿）、節19負担金補助及び交付金でございます。筑西広域市町村圏事務組合の環境センター運営に係る分賦金でございます。内容につきましては建設工事費の確定によりまして、ごみ処理施設で39万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、その下、項3上水道費、目1上水道費421万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄をごらん願います。水道事業会計補助、節19負担金補助及び交付金でございます。水道事業会計の補助金でございます。内容につきましては地方交付税で措置されている上水道の高料金対策に要する経費を補助しておりますが、地方交付税の確定によりまして421万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、防災安全課からの説明を願います。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） それでは、一般会計補正予算（第9号）のうち防災安全課所管についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名上から4番目の空家等対策事業（地方創生加速化交付金）、金額1,050万4,000円について繰越明許をお願いするものでございます。今般の国の補正予算において創設されました地方創生加速化交付金を活用しまして、空家等対策事業を実施するもので、全額を平成28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2、変更でございます。一番下の消防施設整備事業（防火貯水槽）の限度額1,420万円と、次のページの10ページ、11ページになりますが、上から1行目の消防施設整備事業の消防車庫の限度額920万円、上から2行目の消防施設整備事業、ポンプ車の限度額3,250万円、上から3行目の防災行政無線整備事業の限度額1,040万円、上から4行目の県防災情報ネットワークシステム再整備事業の限度額2,160万円、それぞれ全額を減額させていただくものでございます。詳細につきましては、歳入でご説明させていただきます。

次に、12ページ、13ページを開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款15国庫支出金、項3委託金、目9消防費委託金、節1水防費委託金、説明欄の1国土交通省直轄排水樋管操作点検委託金20万円の増額補正をお願いするものでございます。関東地方整備局下館河川事務所から委託されました小貝川21カ所、鬼怒川2カ所、合計23カ所の排水樋管の操作業務を操作員の方に委託しておりますが、台風等に伴う排水樋管の操作時間及び待機時間がふえたことによりまして、委託金が増額となるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目9消防債、1消防債、説

明欄の2 消防施設整備事業（防火貯水槽）1,420万円の減額、説明欄の4の消防施設整備事業債（消防車庫）920万円の減額、説明欄の5 消防施設整備事業債（ポンプ車）3,250万円の減額、節1 消防債合わせて5,590万円の減額をするものでございます。

同じく17ページ、その下になりますが、節2 災害対策債、説明欄の2 防災行政無線整備事業債1,040万円の減額、説明欄の3 県防災情報ネットワークシステム再整備事業債2,160万円の減額、節2 災害対策債合わせて3,200万円の減額補正をお願いするものでございます。先ほど地方債の補正でご説明させていただきましたが、これらにつきましては起債の充当を予定しておりましたが、一般財源の財源振りかえをさせていただくことによりまして、それぞれ減額をお願いするものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目11 防犯対策費、節1 報酬24万円、節9 旅費3万円、節11 需用費23万4,000円、節13 委託料1,000万円、説明欄の空家等対策事業（地方創生加速化交付金）でございますが、1,050万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、平成27年5月26日に完全施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきまして、事業を推進していただくため設置いたしました、筑西市空家等対策協議会の委員報酬及び旅費、また事業に伴う事業費及び空き家等の実態調査及び計画策定の支援事業委託費を当初平成28年度に予算で対応する予定でございますが、空き家等対策における市の役割を迅速に遂行するため、平成27年度、加速化交付金で対応するということになりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、34、35ページをお開き願います。款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節19 負担金補助及び交付金、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（消防）でございますが、22万1,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、消防広域市町村圏事務組合の交付金の減額補正を受けまして、当市におきましても減額補正をするものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開き願います。上から2番目になりますけれども、目3 消防施設費1,554万6,000円の減額をお願いするものでございます。詳細につきましては、37ページの説明欄になります。説明欄の消防施設管理費でございますが、19負担金補助及び交付金89万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、上水道の石綿管布設がえに合わせまして老朽化した消火栓の修繕を進めておりますが、施工料がふえたことによりまして、水道事業会計へ消火栓修理負担金が増額となったものでございます。

次に、消防施設整備事業（消火栓・防火貯水槽等）でございますが、19負担金補助及び交付金219万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、水道管の単独布設工事及び更新事業に合わせて初期消火及び延焼を防止するため、消火栓の新規設置及び布設がえの設置を進めておりますが、当初見込んでおりました新設数より増加したことによりまして、工事費が不足することになりましたので、市水道事業会計のほうへ消火栓設置負担金が増額となったものでございます。

次に、消防ポンプ車整備事業でございますが、18備品購入費1,863万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。年次計画によりまして、購入後20年を経過した消防ポンプ車の更新配備を進めておりますが、事業額が確定したことによりまして減額をお願いするものでございます。

続きまして、目4水防費、説明欄の国土交通省直轄排水樋管操作委託事業でございますが、13委託料20万6,000円、国土交通省直轄排水樋管操作委託料の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、歳入でご説明させていただきましたが、台風等に伴いまして排水樋管の操作時間及び待機時間がふえたことによりまして、操作員さんの委託金が増額となったものでございます。

次に、目5災害対策費、説明欄の県防災情報ネットワークシステム再整備事業、19負担金補助及び交付金1,138万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、事業額の確定によりまして減額をお願いするものでございます。

以上、防災安全課の補正をご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ご苦労さまでした。

質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 2点ほど、県防災情報ネットワークシステムと、簡単に何ですか。まずそれ1点。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 県防災情報ネットワークシステムでございますが、こちらのほうは茨城県が整備しておりますネットワークシステムが運用14年目を迎えます、老朽化を伴った施設でございますが、施設の内容を今説明させていただきます。

まず、衛星回線ですね、パラボラを介した衛星回線によりました情報収集等の衛星です。それと、通信回線があります。これは、ファクスとか、あとは……

○委員長（榎戸甲子夫君） これだという簡単なものはないの。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 済みません。今あるやつが、アナログ回線によります情報の収集の装置がございます。それを今度は衛星回線のデジタルを介した衛星回線を引きまして、そのほか非常用電源設備を設置することになります。非常用電源設備なのですけれども、約100リッターのタンクを持ちまして、1カ月ほどもつような設備でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑がかみ合っていないね。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ネットワークシステムというのは、一言で何だと言っているの。

○防災安全課長（谷嶋利男君） お答えいたします。

県庁から出された情報、例えば災害等におけます国、県のほうの災害の情報をこういった通信設備を使いまして市町村のほうに即座に流す設備でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 消防ポンプを耐用年数が来ると入れかえるわけですね。それで、古い消防ポンプ車はどうしますか、一言で。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） お答えいたします。

古いポンプ車につきましては、官公庁のネットオークションのほうにかけまして公売しております。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について各部の説明、質疑が終了しましたので、これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

これより10分間休憩とします。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時22分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、会議を再開いたします。

次に、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）についての審査をお願いいたします。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） よろしく申し上げます。それでは、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、防災安全課所管の改正につきましてご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、施設の狭隘及び老朽化に伴います建てかえにより整備を予定しております筑西消防署川島出張所の事業用地を検討するため、筑西消防署川島出張所新庁舎建設用地選定委員会の組織を立ち上げ、委員の報酬額を定めることから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、お手元に配付させていただきました新旧対照表でご説明させていただきます。別表第2、右の改正案になります。職名、区分、報酬額ですが、筑西消防署川島出張所新庁舎建設用地選定委員会、委員長、日額5,500円、委員、日額4,800円と定めるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） これは、何名でこの委員会を組織しますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 谷嶋課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 一応10名の予定になってございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） はい。

○委員（仁平正巳君） ちなみにどういう方が、参考まで。

○防災安全課長（谷嶋利男君） 地元の市民の代表者と、あと各種団体の代表者、それと市議会の議員様、それと筑西広域の職員とうちのほうの市の職員でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」、市民環境部所管の審査をお願いいたします。

それでは、市民課、中島課長、お願いします。

○市民課長（中島真一君） それでは、議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」のうち、市民環境部市民課所管についてご説明申し上げます。

まず、第1条でございます。第1条の2ページをお開き願います。中段から同表住民票の部中ということで記載されています。まず、この第1条でございますけれども、今回コンビニ交付を開始するといったことに関しましての条例の改正といったこととなります。したがって、この条例の文をなかなか読んでも理解しにくい部分がありますので、改正する部分の今回コンビニ交付で追加する部分が第1条になりますので、追加する部分についてのみちょっとご説明させていただきます。

2ページ一番下段、一番下に住民票5人までというのがございます。1通につき250円。ただし、この次からが追加する部分になります。ちょっと読みます。個人番号カード（行政、続いて3ページですが、手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用による多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により住民票等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）この部分が追加させていただきました。要は、コンビニにあります端末を操作して住民票を発行しますと。そういった部分を追加するものです。

続いて、その下に6人以上という部分があります。ここも追加の部分だけご説明させていただきますと、1通につき400円。ただし、この次からが追加です。個人番号カードの利用による多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円ということで、コンビニ交付では全て200円を設定したといったこととなります。

続きまして、改正部分がこの3ページ中段で、ただいま以下同じといった文面をご説明したと思うの

ですけれども、ここでは行政手続における特定の個人を識別するためのということが入っております。この部分を追加しまして、金額等につきましては従前どおりといったことになります。

続きまして、4ページ、上のほうに同表印鑑登録の部中ということでございます。上から7行目ですか、印鑑登録証明書1通につき250円。ただし、この次に追加する部分になります。個人番号カードの利用による多機能端末機及びといったことで、ここを追加させていただきまして、多機能端末機の自動交付機では1通につき200円ですと、そういった部分がこの改正になります。

続きまして、第2条、4ページの下段になりますけれども、筑西市手数料条例の一部を次のように改正するというので、別表住民票の部中ということで記載してあります。ここにつきましては、今度は逆に自動交付機を来年3月31日をもって廃止していこうといったことで考えておりますので、自動交付機といった文面が出てくるところを今度は削除していく。そういった形のものになります。具体的には、5ページの上から16行目です。及び筑西市多機能磁気カードの発行等に関する条例（平成17年条例第79号）第2条に規定する証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）ということで、来年3月いっぱいこれを廃止しますので、この部分を削除しようといったものでございます。

それと、その下、6人以上のところ、先ほどは多機能端末機というのを追加したのですが、今度は逆に6人以上の部分で、1通につき200円、自動交付機による交付の場合は1通につき350円と記載されています。この部分を削除していこうと。そういったもので、自動交付機がなくなってしまうので、その条例関係を削除するものということになります。

続きまして、6ページですけれども、同じく削除する部分、中段に同表印鑑登録の部中というのが書いてあります。印鑑登録で印鑑登録証明手数料ということで、ここにつきましてもこの印鑑登録4行目になりますか、上から4行目で1通につき250円、個人番号カードの利用による多機能端末機、その次に及び自動交付機という、この部分を削除して、条例の改正を図ろうといったものでございます。

続きまして、附則になります。附則の（2）になりますけれども、第1条、手数料条例別表住民票の部、印鑑登録の部、筑西市印鑑条例の一部を改正する等の条例（平成28年条例）の第1条の規定の施行日ということで書いてあります。これは、印鑑条例、後ほどご説明します議案第20号になりますが、この施行日が平成28年4月1日から7月を超えない範囲において市規則で定めるということで、印鑑条例のほうでうたっておりますので、7月というのは4月から数えましてちょうど10月になりますので、細かい日程はまだJ-LISと打ち合わせで明確になっておりません。これから申請になります。そういったことで、10月中といった形で捉えるために、印鑑条例第1条の規定の施行日ということで入れさせていただきます。

続きまして、（3）、第2条の規定でございますが、これは先ほどご説明しました自動交付機を廃止していこうといった方向でございますので、平成29年4月1日に廃止の日といった形で今回条例改正を上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 自動交付機、平成29年3月末で廃止するというのだけれども、今まで市民カードを相当の人が発行して利用しているわけだね。それを全く使えなくしてしまうということは、ちょっと早過ぎるのではないかな。それと、個人番号カード、マイナンバー、それを何万とつくるほどのまだ普及は私は考えられないと思うのですよ、今まだ6,600人ぐらいだということでしょう。対象者は人口全部だね、筑西市の。有権者だって8万九千何百人でしょう。だから、自動交付機は何で平成29年3月末で閉めてしまうのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） お答えいたします。

まず、いろいろ今回これをやるに当たりまして、庁内の関係部署で専門部会をつくって検討してきたわけでございます。そうした中で、まずちょうど廃止するときというのはスピカビルに移転するのがその前ぐらいになってしまうわけです。来年の2月ぐらいには移転ができるのかなといった形が考えられます。そうしますと、ここでの管理というのがまず1つはできなくなってきました。毎日の業務、お客さんがモニターを通したり、電話でここのところわからないのだけれどもということで、今ここにあるので、すぐお客さんのところへ行けるのですけれども、移転するということは建物自体からやはり考えていかななくてはいけない。それと、もう1つはコンビニ店、筑西市だけで今39店舗ございます。自動交付機は1つだけなものですから、コンビニ店、全国では4万8,300店舗とといった、そういった数が全然違いますので、今回この議案を議決させていただいた場合には、これから広報活動をさらに行っていくまして、マイナンバーカードにつきましても力を入れていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） コンビニ店から発行するには、マイナンバーカードがないとだめなのでしょう。だから、急速にあと1年でマイナンバーカードが普及するとは思えないのです。今まで相当の市民カードの発行によって経費は相当なものですよ。それを1年間くらいでだめにしてしまうというのはもったいない話だから、スピカビル移転と同時に向こうへ移転すればいいですよ、どこか片隅へ。それはどうなのでしょう。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中島課長。

○市民課長（中島真一君） お答えいたします。

コンビニ交付をやるということは、やはりそれとあわせて自動交付機をやるということは、行政的にも二重投資ということを生んでいってしまいますし、それを新たに入れ直すということは、さらに5年間、新たな機械を入れていかなければいけないと。5年間のリース期間が今回終了しますので、それに合わせましてコンビニ交付を6カ月間、併用しながらやっていきたいと。全く使えなくなるわけではなくて、市民カード、窓口で、お年寄りの方々はほとんど窓口へいらっしゃいますので、そのカードをお持ちいただいて、引き続き市民カードについての利用もしていきたいといったことで考えております。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) では、これより議案第19号の採決をいたします。

議案第19号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(榎戸甲子夫君) 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号「筑西市印鑑条例の一部改正等について」、審査をお願いいたします。

説明を願います。

中島市民課長。

○市民課長(中島真一君) それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

筑西市印鑑条例の一部改正等についてでございます。第1条、筑西市印鑑条例の一部を次のように改正するということで、第12条の次に1項を加える。4項、前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができるといったことで、先ほどのコンビニ交付を行うことによりまして、印鑑登録証明書も印鑑条例の中で明確に位置づけをしていこうといったものでございます。

続きまして、第2条でございます。こちらにつきましても、証明書を自動交付機を今度廃止していくために、第12条第1項後段を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とするといったことで、こちらにつきましても証明書の自動交付機を先ほどご説明しましたように廃止していくために、それに関係した部分の条文を削っていこうといった内容でございます。

続きまして、第3条でございます。筑西市多機能磁気カードの発行等に関する条例の廃止といったことです。第3条、筑西市多機能磁気カードの発行等に関する条例(平成17年条例第79号)は廃止する。これにつきましては、証明書の自動交付機を廃止していく方針でありますけれども、その中で多機能カードを使った上で証明書を今まで発行しておりましたので、この条例そのものが必要性がなくなってしまうものですので、そのために廃止をしていこうといった内容でございます。

附則でございます。条例中第1条の規定は、平成28年4月1日から起算して7月を超えない範囲において市規則で定める日から、第2条及び第3条の規定は平成29年4月1日からということで、コンビニ交付を7月を超えない範囲で廃止する。第2条、第3条につきましては、自動交付機を廃止していくための条例の施行日ということで記載させていただきます。

以上でございます。

○委員長(榎戸甲子夫君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) 質疑を終結いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市印鑑条例の一部改正等について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の所管についての審査を終了いたします。

執行部は退出願います。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時45分